

令和 8 年城里町規則第17号

城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則

城里町消防団組織等に関する規則（平成17年城里町規則第133号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（組織の特例）

- 3 令和10年 3 月31日までの期間において、当該年度（4 月 1 日から翌年の 3 月31日までをいう）当初に35名以上の団員が配置されており、かつ、別表第 2 に定める定数を満たしている分団は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、当該年度中、副分団長を 1 名増員することができる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

城里町消防団管轄区域

名称		管轄区域
第1分団	第1部	大字石塚の内, 1区, 新町区, 西区, 西区A, 西区B, 2区, 3区, 6区, 7区, 大堀区
	第2部	
第2分団	第1部	大字那珂西, 上泉の全域
	第2部	
第3分団	第1部	大字増井, 磯野の全域
	第2部	
第4分団	第1部	大字上入野の全域
	第2部	
第5分団	第1部	大字上青山, 下青山, 勝見沢の全域
第6分団	第1部	大字春園, 小坂の全域
第7分団	第1部	大字上古内, 下古内の全域
	第2部	
第8分団	第1部	大字石塚の内, 4区, 5区
	第2部	
第9分団	第1部	大字北方, 高久, 錫高野の全域
	第2部	
	第3部	
第10分団	第1部	大字孫根, 岩船, 高根, 高根台の全域
	第2部	
第11分団	第1部	大字阿波山の全域
	第2部	
第12分団	第1部	大字上阿野沢, 下阿野沢, 御前山の全域
第13分団	第1部	大字上坏, 下坏, 栗の全域
	第2部	
	第3部	
第14分団	第1部	大字徳蔵, 大網, 真端の全域
	第2部	
第15分団	第1部	大字塩子の全域
	第2部	

第16分団	第1部	大字小勝の全域
	第2部	
第17分団	第1部	大字上赤沢，下赤沢の全域
	第2部	

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

城里町消防団配置人員

名称\役職	団長	副団長	本部員	分団長	副分団長	部長	班員	団員	計
本部	1	3	6						20
女性消防部						1	1	8	
指導員部会				8					8
第1分団	第1部			1	1	1	2	16	24
	第2部					1	2		
第2分団	第1部			1	1	1	2	16	24
	第2部					1	2		
第3分団	第1部			1	1	1	2	16	24
	第2部					1	2		
第4分団	第1部			1	1	1	2	16	24
	第2部					1	2		
第5分団	第1部			1	1	1	2	13	18
第6分団	第1部			1	1	1	2	13	18
第7分団	第1部			1	1	1	2	20	28
	第2部					1	2		
第8分団	第1部			1	1	1	2	10	18
	第2部					1	2		
第9分団	第1部			1	1	1	2	22	33
	第2部					1	2		
	第3部					1	2		
第10分団	第1部			1	1	1	2	25	33
	第2部					1	2		
第11分団	第1部			1	1	1	2	14	22
	第2部					1	2		
第12分団	第1部			1	1	1	2	28	33
第13分団	第1部			1	1	1	2	22	33
	第2部					1	2		
	第3部					1	2		
第14分団	第1部			1	1	1	2	12	20
	第2部					1	2		
第15分団	第1部			1	1	1	2	12	20

団	第2部						1	2		
第16分	第1部				1	1	1	2	12	20
団	第2部						1	2		
第17分	第1部				1	1	1	2	12	20
団	第2部						1	2		
計		1	3	6	25	17	34	67	287	440

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後			現 行		
本則 (略)			本則 (略)		
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(組織の特例)</p> <p>3 <u>令和10年3月31日までの期間において、当該年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう)当初に35名以上の団員が配置されており、かつ、別表第2に定める定数を満たしている分団は、第2条第2項の規定にかかわらず、当該年度中、副分団長を1名増員することができる。</u></p>			<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(追加)</p>		
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>城里町消防団管轄区域</p>			<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>城里町消防団管轄区域</p>		
	名称	管轄区域		名称	管轄区域
第1分団	第1部	大字石塚の内, 1区, 新町区, 西区, 西区A, 西区B, 2区, 3区, 6区, 7区, 大堀区	第1分団	第1部	大字石塚の内, 1区, 新町区, 西区, 西区A, 西区B
	第2部			第2部	
第2分団	第1部	大字那珂西, 上泉の全域	第2分団	第3部	大字石塚の内, 6区, 7区, 大堀区
	第2部			第1部	大字那珂西の内, 1区, 2区の内中宿, 中妻区
第3分団	第1部	大字増井, 磯野の全域	第2分団	第2部	大字那珂西の内, 2区(中宿を除く。), 3区
	第2部			第3部	大字上泉の全域
第4分団	第1部	大字上入野の全域	第3分団	第1部	大字増井の内, 1区
	第2部			第2部	大字増井の内, 2区
第5分団	第1部	大字上青山, 下青山, 勝見沢の全域	第3分団	第3部	大字磯野の全域
				第4分団	第1部
				第2部	大字上入野の内, 2区の内, 南, 宿, 川波

第6分団	第1部	大字春園, <u>小坂</u> の全域
第7分団	第1部	大字上 <u>古内</u> , <u>下古内</u> の全域
	第2部	
第8分団	第1部	大字石塚の内, 4区, 5区
	第2部	
第9分団	第1部	大字北方, <u>高久</u> , <u>錫高野</u> の全域
	第2部	
	第3部	
第10分団	第1部	大字孫根, 岩船, 高根, 高根台の全域
	第2部	
第11分団	第1部	大字阿波山の <u>全域</u>
	第2部	
第12分団	第1部	大字上阿野沢, 下阿野沢, <u>御前山</u> の全域
第13分団	第1部	大字上 <u>坏</u> , <u>下坏</u> , <u>粟</u> の全域
	第2部	
	第3部	
第14分団	第1部	大字徳蔵, 大網, 真端の全域
	第2部	
第15分団	第1部	大字塩子の全域
	第2部	
第16分団	第1部	大字小勝の全域
	第2部	
第17分団	第1部	大字上赤沢, 下赤沢の全域
	第2部	

		内
	第3部	大字上入野の内, 2区の内, 白幡, 表前, 青木
第5分団	第1部	大字上, 下青山の全域
	第2部	大字勝見沢の全域
第6分団	第1部	大字春園の全域
	第2部	大字小坂の全域
第7分団	第1部	大字上古内の全域
	第2部	大字下古内区の内, 1区
	第3部	大字下古内区の内, 2区
	第4部	大字下古内区の内, 3区
第8分団	第1部	大字石塚の内, 4区
	第2部	大字石塚の内, 5区
第9分団	第1部	大字北方の全域
	第2部	大字高久の全域
	第3部	大字錫高野の全域
第10分団	第1部	大字孫根の全域
	第2部	大字岩船の全域
	第3部	大字高根, 高根台の全域
第11分団	第1部	大字阿波山の内, 1区
	第2部	大字阿波山の内, 2区
第12分団	第1部	大字下阿野沢の全域
	第2部	大字上阿野沢の全域
	第3部	大字御前山の全域
第13分団	第1部	大字上坏の全域
	第2部	大字下坏の全域
	第3部	大字粟の全域
第14分団	第1部	大字徳蔵, 大網, 真端の全域
	第2部	
第15分団	第1部	大字塩子の全域
	第2部	

第16分団	第1部	大字小勝の全域
	第2部	
第17分団	第1部	大字上赤沢，下赤沢の全域
	第2部	

別表第2（第2条関係）

城里町消防団配置人員

名称\役職	団長	副団長	本部員	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	3	6						20
女性消防部						1	1	8	
指導員部会				8					8
第1分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24
	第2部					1	2		
	第3部								
第2分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24
	第2部					1	2		
	第3部								
第3分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24
	第2部					1	2		
	第3部								
第4分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24

別表第2（第2条関係）

城里町消防団配置人員

名称\役職	団長	副団長	本部員	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	3	6						20
女性消防部						1	1	8	
指導員部会				8					8
第1分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24
	第2部					1	2		
	第3部								
第2分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24
	第2部					1	2		
	第3部								
第3分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24
	第2部					1	2		
	第3部								
第4分団	第1部			1	1	1	2	<u>16</u>	24

	第2部					1	2			
第5分团	第1部				1	1	1	2	<u>13</u>	18
第6分团	第1部				1	1	1	2	<u>13</u>	18
第7分团	第1部				1	1	1	2	<u>20</u>	28
	第2部						1	2		
第8分团	第1部				1	1	1	2	<u>10</u>	18
	第2部						1	2		
第9分团	第1部				1	1	1	2	<u>22</u>	33
	第2部						1	2		
	第3部						1	2		
第10分团	第1部				1	1	1	2	<u>25</u>	33
	第2部						1	2		
第11分团	第1部				1	1	1	2	<u>14</u>	22
	第2部						1	2		

	部									
第4分团	第1部				1	1	1	2	11	24
	第2部						1	2		
	第3部						1	2		
第5分团	第1部				1	1	1	2	9	18
	第2部						1	2		
第6分团	第1部				1	1	1	2	9	18
	第2部						1	2		
第7分团	第1部				1	1	1	2	11	28
	第2部						1	2		
	第3部						1	2		
	第4部						1	2		
第8分团	第1部				1	1	1	2	9	18
	第2部						1	2		
第9分团	第1部				1	1	1	2	20	33
	第2部						1	2		

	部									
第12分団	第1部				1	1	1	2	<u>28</u>	33
第13分団	第1部				1	1	1	2	<u>22</u>	33
	第2部						1	2		
	第3部						1	2		
第14分団	第1部				1	1	1	2	<u>12</u>	20
	第2部						1	2		
第15分団	第1部				1	1	1	2	<u>12</u>	20
	第2部						1	2		
第16分団	第1部				1	1	1	2	<u>12</u>	20
	第2部						1	2		
第17分団	第1部				1	1	1	2	<u>12</u>	20
	第2部						1	2		
計		1	3	6	25	<u>17</u>	<u>34</u>	<u>67</u>	<u>287</u>	440

	第3部								1	1	2		
第10分団	第1部				1				1	1	2	20	33
	第2部								1	1	2		
	第3部								1	1	2		
第11分団	第1部				1				1	1	2	13	22
	第2部								1	1	2		
第12分団	第1部				1				1	1	2	20	33
	第2部								1	1	2		
	第3部								1	1	2		
第13分団	第1部				1				1	1	2	20	33
	第2部								1	1	2		
	第3部								1	1	2		
第14分団	第1部				1				1	1	2	11	20
	第2部								1	1	2		
第15分団	第1部				1				1	1	2	11	20
	第2部								1	1	2		

様式第1号～様式第6号 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第16 分団	第1 部				1	1	1	2	11	20
	第2 部					1	1	2		
第17 分団	第1 部				1	1	1	2	11	20
	第2 部					1	1	2		
計		1	3	6	25	44	45	89	227	440

様式第1号～様式第6号 (略)

報告第 2号

令和8年城里町告示第68号

城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する告示
城里町地区集会施設補助金交付要綱（平成17年城里町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区集会施設 主として区及び自治会の活動の用に供する施設をいう。
- (2) 自主防災組織 地元の地区の住民により構成され、城里町自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定の通知を受けた団体をいう。
- (3) こども食堂 茨城県又は茨城県から当該事業の委託を受けた者（以下「受託業者」という。）が作成する子ども食堂ネットワーク名簿に記載されており、かつ、子どもが一人でも安心して立ち寄れる居場所を提供し、無料又は低廉な料金で食事を提供する活動を町内において実施する団体をいう。

2 別表に掲げる「特定活動拠点冷暖房設備整備補助」の適用を受けようとする者は、前項の規定による申請に際し、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 自主防災組織又はこども食堂の前年度の活動実績を証する書類
- (2) 自主防災組織又はこども食堂の当該年度又は次年度の活動計画を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

別表に次のように加える。

特定活動拠点冷暖房設備整備補助	区長又は施設管理者	工費又は購入費の10分の10以内。補助限度額100万円。	次の各号のいずれかに該当する施設における冷暖房設備（これに付随する電気工事等を含む。）の整備を対象とする。 1. 第1条の2第2号に規定する自主防災組織の活動拠点であること。 2. 第1条の2第3号に規定するこども食堂の実施施設であること。 3. 前年度の活動実績を有し、かつ、当該年度以降も継続して活動を実施する計画を有すること。（ただし、新設の組織にあつては、当該年度以降の計画のみで可とする。） 4. 本項目による補助金の交付を受けた施設における更新又は増設にあつては、交付から10年（又は法定耐用年数）を経過している場合に限る。
-----------------	-----------	------------------------------	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) <u>(定義)</u> 第1条の2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>地区集会施設</u> 主として区及び自治会の活動の用に供する施設をいう。 (2) <u>自主防災組織</u> 地元の地区の住民により構成され、城里町自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定の通知を受けた団体をいう。 (3) <u>こども食堂</u> 茨城県又は茨城県から当該事業の委託を受けた者(以下「受託業者」という。)が作成する子ども食堂ネットワーク名簿に記載されており、かつ、子どもが一人でも安心して立ち寄れる居場所を提供し、無料又は低廉な料金で食事を提供する活動を町内において実施する団体をいう。 第2条 (略) (補助金の交付申請) 第3条 (略) 2 <u>別表に掲げる「特定活動拠点冷暖房設備整備補助」の適用を受けようとする者は、前項の規定による申請に際し、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</u> (1) <u>自主防災組織又はこども食堂の前年度の活動実績を証する書類</u> (2) <u>自主防災組織又はこども食堂の当該年度又は次年度の活動計画を証する書類</u> (3) <u>その他町長が必要と認める書類</u> 第4条～第10条 (略) 附 則 1～4 (略)</p>	<p>第1条 (略) (追加) 第2条 (略) (補助金の交付申請) 第3条 (略) (追加) 第4条～第10条 (略) 附 則 1～4 (略)</p>

別表（第2条関係）

補助事業名	補助事業者	補助率又は補助額	備考
施設維持管理運営補助	区長又は施設管理者	限度額40,000円以内	
施設修繕補助	区長又は施設管理者	3万円以上200万円以内の3分の1以内	200万円を超えた額については別途協議するものとする。
施設附帯工作物等維持補修補助	区長又は施設管理者	補修 3万円以上の補修費用の3分の2以内。補助限度額50万円。	集会施設敷地内に設置された施設が管理する既設の遊具等を対象とする。
		撤去 3万円以上の撤去費用の5分の4以内。補助限度額50万円。	
		点検 3万円以上の点検費用の5分の4以内。補助限度額10万円。	
新增改築補助	区長又は施設管理者	工事費の2分の1以内	
備品等の整備補助	区長又は施設管理者	購入費の3分の1以内	
特定活動拠点冷暖房設備整備補助	区長又は施設管理者	工費又は購入費の10分の10以内。補助限度額100万円。	次の各号のいずれかに該当する施設における冷暖房設備（これに付随する電気工事等を含む。）の整備を

別表（第2条関係）

補助事業名	補助事業者	補助率又は補助額	備考
施設維持管理運営補助	区長又は施設管理者	限度額40,000円以内	
施設修繕補助	区長又は施設管理者	3万円以上200万円以内の3分の1以内	200万円を超えた額については別途協議するものとする。
施設附帯工作物等維持補修補助	区長又は施設管理者	補修 3万円以上の補修費用の3分の2以内。補助限度額50万円。	集会施設敷地内に設置された施設が管理する既設の遊具等を対象とする。
		撤去 3万円以上の撤去費用の5分の4以内。補助限度額50万円。	
		点検 3万円以上の点検費用の5分の4以内。補助限度額10万円。	
新增改築補助	区長又は施設管理者	工事費の2分の1以内	
備品等の整備補助	区長又は施設管理者	購入費の3分の1以内	

対象とする。1. 第1条の2第2号に規定する自主防災組織の活動拠点であること。
2. 第1条の2第3号に規定することも食堂の実施施設であること。
3. 前年度の活動実績を有し、かつ、当該年度以降も継続して活動を実施する計画を有すること。(ただし、新設の組織にあつては、当該年度以降の計画のみで可とする。) 4. 本項目による補助金の交付を受けた施設における更新又は増設にあつては、交付から10年(又は法定耐用年数)を経過している場合に限る。

様式第1号～様式第7号 (略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第7号 (略)

令和8年城里町告示第43号

城里町元気アップ振興券（第9弾）事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、エネルギー及び食料品の価格高騰に伴い家計負担や地域経済への影響を受ける中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民に地域振興券を交付することにより、家計を支援するとともに、地域経済の振興を目的とした、城里町元気アップ振興券（第9弾）事業（以下「地域振興券事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域振興券 前条の目的を達成するために、城里町（以下「町」という。）が配布する町内に所在する事業所又は店舗等（以下「事務所等」という。）でのみ使用できる使用期限付き商品券をいう。
- (2) 特定取引 地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った地域振興券の換金を申出ることができる事業者として城里町商工会により登録された者をいう。

（地域振興券の交付）

第3条 地域振興券は、この告示に定めるところにより交付する。

2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 令和8年5月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者
- (2) 基準日において、住民基本台帳に記録はされていないが、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者とは生計を別にしている者及びその同伴者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たしている旨を町長に申出た当該DV等避難者。

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されており、かつ、町内に居住することを証することができること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されており、かつ、町内に居住することを証することができること。

3 世帯の交付対象者分の地域振興券は、その世帯主に配布する。前項第2号に該当する者は、申出をした者にその同伴者分も含め交付する。

4 交付方法は、簡易書留郵便により郵送するものとする。

（地域振興券）

第4条 地域振興券の1枚あたりの額面は、1,000円とする。

2 地域振興券は1冊1,000円券の14枚綴りとし、うち5枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないものとする。

3 地域振興券は、城里町元気アップ振興券（第9弾）と称するものとする。
（地域振興券の使用範囲等）

第5条 地域振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 地域振興券の使用期間は、令和8年7月1日から令和8年9月30日までの間とする。

3 特定取引に使用された地域振興券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 地域振興券は、交換、譲渡及び売買を行うことができないものとする。

5 地域振興券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができるものとする。

6 地域振興券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

（特定事業者の登録等）

第6条 特定事業者の募集及び登録は、城里町商工会が別に定めるものとする。

（特定事業者の責務）

第7条 特定事業者は、前条の手続きのほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。

(2) 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 城里町商工会と適切な連携体制を構築すること。

2 城里町商工会は、特定事業者が前条の手続きに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（地域振興券の換金手続）

第8条 特定事業者が特定取引において受け取った地域振興券の換金は、城里町商工会が別に定める方法により行うものとする。

（地域振興券に関する周知等）

第9条 町長は、地域振興券事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

報告第 4号

令和8年城里町告示第44号

城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 この告示は、城里町商工会（以下「事業実施者」という。）が、城里町元気アップ振興券（第9弾）事業実施要綱（令和8年城里町告示第43号、以下「実施要綱」という。）に基づき、町民の家計支援及び地域経済の振興を目的として実施する城里町元気アップ振興券（第9弾）に関する事業に対して、予算の範囲内において、城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施者が行う次に掲げる事業（以下「地域振興券事業」という。）とする。

- (1) 実施要綱第2条第1項第1号に規定する地域振興券（以下「地域振興券」という。）の印刷、保管、輸送及び警備等
- (2) 地域振興券事業に参加する実施要綱第2条第1項第3号に規定する特定事業者（以下「参加店舗」という。）の募集、審査及び登録等
- (3) 地域振興券事業の広報
- (4) 地域振興券の管理
- (5) 使用済み地域振興券の回収、検品及び換金等事務
- (6) その他必要な業務

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域振興券事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する次に掲げる事務的経費であって、城里町長（以下「町長」という。）が別に定める交付限度額内の範囲において、町長が必要かつ相当と認めた経費とする。

- (1) 地域振興券の換金額
- (2) 賃金
- (3) 需用費 消耗品費及び印刷製本費等
- (4) 役務費 手数料、広告費、保険料等
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他町長が認めるもの

2 交付対象外経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 間接的な経費
- (2) 景品等
- (3) 旅費及び飲食費
- (4) その他町長が定めるもの

（補助対象事業の実施方法等）

第4条 地域振興券事業は、次に掲げる実施方法等に基づくものとする。

- (1) 実施時期は、原則として令和8年10月31日までとする。
- (2) 地域振興券は1冊1,000円券の14枚綴りとし、うち5枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないも

- のとする。
- (3) 地域振興券の配色は、表面をフルカラーとし、裏面1色とする。
 - (4) 地域振興券には、「城里町元気アップ振興券（第9弾）」であること及び特定事業者でのみ使えることが明確に区別できるデザインとし、コピー防止及びシリアルナンバー印字（利用者控え含む）等の偽造対策を施すこととする。
 - (5) 利用可能商品等については、次に掲げるものを除くこととする。
 - ア 不動産や金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券及びプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税及び地方税や使用料などの公租公課
 - カ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの
 - (6) 地域振興券の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 参加店舗において使用期間内に限り使用可能とする。
 - イ 購入後の返品はできない。
 - ウ 現金との引換えはしない。
 - エ つり銭は支払わない。
 - オ 盗難、紛失及び滅失又は偽造及び模造等に対して、城里町（以下「町」という。）は責を負わない。
 - カ 特定事業者は、地域振興券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する義務を負う。
 - (7) 城里町元気アップ振興券（第9弾）事業のポスター、ステッカー及びチラシ等を作成し広報する場合は、地域振興券事業の内容に合致したものであること。ただし、広報物の種類、部数及び配置場所などについては、町が承認した企画提案に基づいたものとする。
 - (8) 実施事業者は、参加店舗の募集、申込受付及び審査をし、参加店舗の決定に際しては、事前に町と協議することとし、決定後は一覧を作成すること。
 - (9) 参加店舗数には特段上限を設けないこととする。
 - (10) 事業実施者は、城里町商工会会員となっている特定事業者については、その者に代わって申込みをすることができる。
 - (11) 事業実施者は、参加店舗に対し指導及び連絡調整を行い、参加店舗であることを称するものを表示させる。
 - (12) 参加店舗の資格は、次に掲げるいずれにも該当しない者とする。
 - ア 風営法第2条に規定する営業を行う者
 - イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
 - エ 実施要綱第5条第6項の規定にする取引又は商品のみを取り扱う店舗等
 - (13) 事業実施者は、参加店舗の申込み時に次に掲げる事項を遵守させ、反する行為を行ったときは登録を取り消すこととする。
 - ア 特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。

- イ 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ウ 事業実施者と適切な連携体制を構築すること。
- (14) 事業実施者は、参加店舗からの換金請求により使用済み地域振興券を換金すること。
- (15) 換金期間は令和8年7月1日から令和8年10月31日までとする。ただし、日程の詳細については、町と協議の上決定するものとする。
- (16) 事業実施者は、換金期間内に換金されなかった地域振興券は換金しないこと。ただし、天災その他やむを得ない事由がある場合において換金できない場合を除く。
- (17) 事業実施者は、換金時において地域振興券とデータとで枚数等相違がある場合は、その原因究明を行い、責任をもって対応すること。
- (18) 事業実施者は、使用済み地域振興券は、安全かつ確実に廃棄すること。
- (19) 事業実施者は、地域振興券の廃棄に関しては、換金手続きに影響が出ないように考慮すること。
- (20) 事業実施者は、地域振興券の管理及び配送については、現金と同様の扱いが必要のため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (21) 事業実施者は、その他地域振興券事業に係る各種作成物についても、期日を遵守し安全かつ確実に配送すること。
- (22) 事業実施者は、参加店舗からの問い合わせ等について適切に対応できる体制を確保すること。
- (23) 事業実施者は、参加店舗への対応における個人情報に関する問合せについては、慎重に対応すること。
- (24) 事業実施者は、地域振興券事業に伴い収集したデータは適正に管理すること。
- (25) 事業実施者は、個人情報の取扱いについては、個人情報取扱事務に係る特記仕様書に基づき、適正に行うこと。
- (26) 事業実施者は、換金業務に必要なデータを作成すること。
- (27) 事業実施者は、収集及び作成するデータについては、事前に町と協議することとし、各種データについては、随時、町に報告すること。
- (28) 事業実施者は、地域振興券事業を総括する事務局を開設し、適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- (29) 事業実施者の事務局は町との連携を密にすること。

(補助金の申請)

第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業実施者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 町長が必要と認めるときは、補助対象経費の10分の9を限度として、概算払をすることができる。

2 概算払に必要な書類は、城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）とする。

(補助事業の内容及び経費の変更)

第8条 事業実施者は、地域振興券事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。ただし、

事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部を変更する場合は、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 事業実施者は、地域振興券事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業実施者は、町長から要求があったときは、地域振興券事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、地域振興券事業が完了したときは、その日から30日以内又は令和8年10月31日のいずれか早い日までに城里町元気アップ振興券(第9弾)事業補助金実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、城里町元気アップ振興券(第9弾)事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により、事業実施者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 事業実施者は、前条の規定による通知を受けたときは、城里町元気アップ振興券(第9弾)事業補助金精算(概算)払請求書(様式第3号)を提出することにより町長に補助金の交付を請求することができる。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備等)

第14条 事業実施者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

報告第 5号

専決処分第3号（損害賠償額の決定及び和解について）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年 4月14日 提 出

城里町長 上遠野 修

専決第 3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 事故発日時 令和7年12月20日 午後4時43分
- 2 事故発生場所 城里町大字大網地内 町道90号線
- 3 相手方 城里町大字上古内在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 20% 相手方 80%
(2) 損害賠償金額 金52,700円
(3) 示談成立後は、本件事故に関する一切の異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 町道90号線を走行していたところ、町道に倒れかかった竹に接触し、フロントガラスを破損させた物損事故

令和8年 2月 9日

城里町長 上遠野 修

**城里町まち・ひと・しごと創生
第3期城里町創生総合戦略**

**令和8年4月
城里町**

目 次

第1章	はじめに.	1
1	計画の背景.	1
2	計画の期間.	1
第2章	計画の目標と枠組み.	2
1	計画の背景.	2
2	計画の枠組み.	3
3	デジタル総合戦略の基本的施策の方向.	4
4	地域ビジョン.	5
5	計画の推進.	5
第3章	施策に関する基本的な方向.	7
基本目標1	本町における安定した雇用を創出する.	7
1	地域産業の競争力強化.	8
2	安心して働ける環境の整備.	10
3	企業誘致・起業家支援.	11
基本目標2	本町への新しい人の流れをつくる.	12
1	移住・定住の促進.	13
2	交流人口の創出・拡大.	15
3	町外在住者等との関係構築.	17
基本目標3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.	18
1	交流・婚活・結婚支援.	19
2	切れ目ない子育て支援.	20
3	子育て環境の整備.	22
基本目標4	あらゆる世代にとって安全・安心で快適な居住環境をつくる.	23
1	生活利便性の高いまちづくり.	24
2	快適な生活を支える基盤の整備.	26
3	地域の問題解決力の強化.	27

資料編

第1章 はじめに

1 計画の背景

2014（平成26）年11月、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生[※]に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本町においても、この「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、2016（平成28）年3月に「城里町創生総合戦略」及び「城里町人口ビジョン」を2021年（令和3）10月に「第2期城里町創生総合戦略」及び「城里町人口ビジョン」を策定し、10年間に渡ってまち・ひと・しごとの創生に取り組んできました。

今回、「第2期城里町創生総合戦略」の5か年の計画期間が2025（令和7）年度をもって終了することを受けて、計画の効果検証を踏まえた「第3期城里町創生総合戦略」を策定することとします。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の創出

2 計画の期間

本計画は、2030（令和12）年度を目標年度とし、計画期間は2026（令和8）年4月から2031（令和13）年3月までの5か年とします。

第2章 計画の目標と枠組み

1 計画の目標

(1) 政策5原則

国は、まち・ひと・しごとの創生に向けて、「自立性」「将来性」「地域性」「総合性」「結果重視」からなる「政策5原則」を掲げて、これに基づいた施策展開の必要性を示しています。

本町では、国の5原則の内容を踏まえた町の「政策5原則」を以下のように定めて、計画の効率的な実行を図ります。

- ① **自立性** : 地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
- ② **将来性** : 本町の魅力や価値を継続的に向上するような事業や施策を展開するため、一過性の対症療法にとどまらない構造的な問題に取り組む。
- ③ **地域性** : 客観的データに基づく実状分析や将来予測のもと、地域の強みや魅力を活かし、地域の実態に合った施策の展開に取り組む。
- ④ **総合性** : 限られた財源や時間の中で最大限の効果を上げるため、政策を集中的に実施するとともに、多様な主体との連携や広域での連携による総合的な政策に取り組む。
- ⑤ **結果重視** : PDCAサイクルに基づき、具体的な数値目標・重要業績評価指標を設定し、政策効果を検証、必要な改善に取り組む。

(2) 4つの目標

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、地域の社会課題解決・魅力向上を図るために、(1) 地方に仕事をつくる、(2) 人の流れをつくる、(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる、(4) 魅力的な地域をつくる、という施策目標を掲げています。これらは、第2期計画の基本目標と概ね一致していることから、第3期計画においても施策の継続性を重視する観点から、以下の4つの目標を踏襲し、引き続き地方創生を推進していきます。また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、新たに「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」「デジタル実装の基礎条件整備」という2つの施策の方向が示されていますが、既存の4つの基本目標の中でこの内容を反映した事業等を追加して対応を図ることとします。

基本目標1 本町における安定した雇用を創出する

- ・望む全ての人が、安心して働くための産業振興と雇用の場づくりを目指します。

基本目標2 本町への新しい人の流れをつくる

- ・地域の魅力発信と定住の受け皿づくりを目指します。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

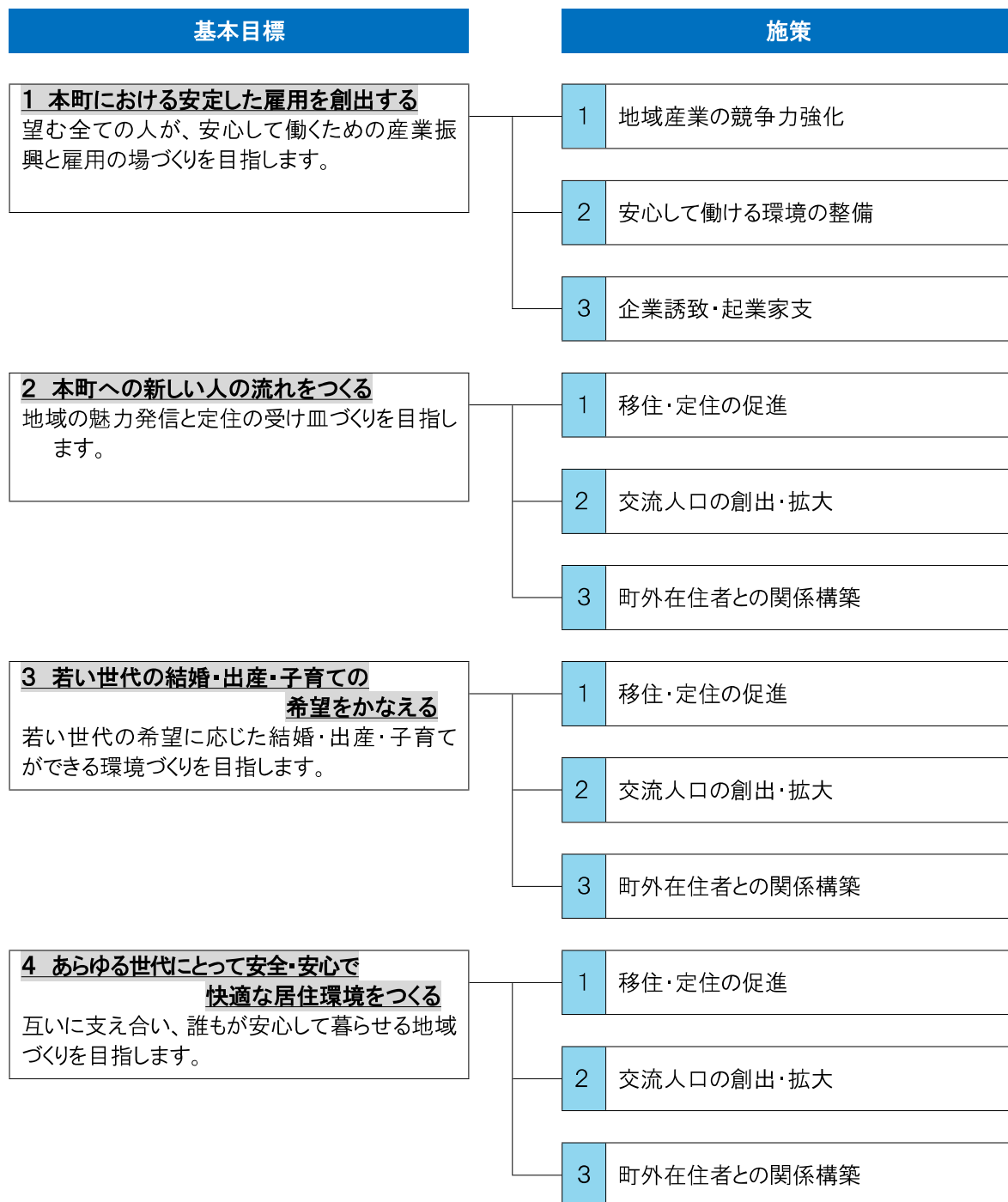
- ・若い世代の希望に応じた結婚・出産・子育てができる環境づくりを目指します。

基本目標4 あらゆる世代にとって安全・安心で快適な居住環境をつくる

- ・互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

2 計画の枠組み

前頁の4つの基本目標を実現するため、以下に示す合計12の施策を定めて、まち・ひと・しごとの取組を推進します。



3 デジタル総合戦略の基本的施策の方向

【基本的な考え方】

- 社会情勢がこれまでとは、大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- 地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげる。
- デジタル技術の活用は、実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、交付金の活用により各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- これまでの地方創生の取組も改善を加えながら推進していくことが重要である。

【施策の方向】

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

1 地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等

2 人の流れをつくる


転職なき移住の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

4 魅力的な地域をつくる

教育DX、医療・介護分野におけるDX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等



地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

1 デジタル基盤の整備

デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築、エネルギーインフラのデジタル化 等

2 デジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等

3 誰一人取り残されないための取組

デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

4 地域ビジョン

本町は地域ビジョンとして、「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を掲げ、自然の恵みと人々の創意工夫が互いを高め合い、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを目標とします。更には、地域文化や産業の魅力を引き出し、誰もが誇りを持って暮らせるまちを目指します。

今後も「働く場所をつくる・住みよい環境をつくる・住む場所をつくる・住み続けたいと思う心を育成する」という4つの政策を地域ビジョンの柱として各種施策事業に取り組んでまいります。

この地域ビジョンを実現するため、第3期計画においても具体的な指標を設定し、施策・事業の効果を検証することで改善のサイクルを構築します。地域の強みを最大限活かし、人と自然が輝く住みよいまちを実現するため、引き続き取り組みを推進していきます。

5 計画の推進

(1) 策定体制

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、関係団体の代表者で構成される「城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議」を設置し、計画に記載する施策の方向性や具体的な事業について審議を行います。

また、庁内における調整については事務局である、まちづくり戦略課が中心となり、関係各課局や各種会議における施策や事業の検討及び調整を行います。

(2) SDGs を原動力とした計画の推進

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、国連が人間、地球及び繁栄のための行動計画として策定したものです。

SDGs は、経済・社会・環境の統合的な取組を推進し、持続可能な住みやすい環境を目指すもので、本計画と重なる部分が多く、また施策を推進する上で相乗効果も期待できることから、SDGs を原動力とした地方創生を第3期計画においても引き続き推進していきます。

SDGs の掲げる 17 の目標のうち、施策と関係が深い目標を以下の記号を用いて表示します。



- 目標 1 貧困をなくそう
- 目標 2 飢餓をゼロに
- 目標 3 すべての人に健康と福祉を
- 目標 4 質の高い教育をみんなに
- 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- 目標 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
- 目標 8 働きがいも経済成長も
- 目標 9 産業と技術革新の基盤を作ろう
- 目標 10 人や国の不平等をなくそう
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 12 つくる責任、つかう責任
- 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- 目標 14 海の豊かさを守ろう
- 目標 15 陸の豊かさも守ろう
- 目標 16 平和と公正をすべての人に
- 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

(3) PDCA サイクルによる計画の検証

Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) の4つ視点からなるPDCAサイクルに基づき、基本目標ごとに設定した数値目標と、重要業績評価指標を用いて実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 施策に関する基本的な方向

基本目標1 本町における安定した雇用を創出する

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
市町村民所得 (茨城県市町村民経済計算)	480億円 (令和4年度)	500億円 (令和12年度)	単年
町支援制度を活用した町内就業者数 (城里町集計)	7人 (令和6年度)	35人 (令和12年度)	5年間 (累計)
仕事が見つからない/商売や事業がしづらいつと感じる人の割合(町民アンケート)	68.6% (令和7年度)	63.6% (令和12年度)	5年間

【基本的な方向】

- ⇒進学や就職を機に町外へ転出する人の流れを抑制すること及び地方移住の大きなハードルとなっている仕事や収入面の環境を改善することを目指して、産業・雇用分野においてさまざまな施策・事業を展開します。
- ⇒第1期、第2期計画では、町の基幹的な産業となっている農林業の振興を中心に、地域の稼ぐ力を向上する取組を推進してきましたが、第3期計画でもこの取組を継続して実施します。
- ⇒農林業以外の分野においても、担い手の育成や事業環境の向上などを支援し、産業の活性化と雇用促進を図ります。
- ⇒創業や起業への支援する取組みを進め、町内に新しい魅力的な産業や雇用の創出を図ります。

～基本目標1を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①AI・ICTなどを活用したスマート農業の実践
- ②中小企業などのDX化支援
- ③キャッシュレス決済導入の促進
- ④コワーキングスペースやシェアオフィスなどの整備
- ⑤サテライトオフィスの誘致
- ⑥創業・起業への支援(クラウドファンディングなど)
- ⑦ふるさと納税の有効活用による新たなビジネスの創出支援
- ⑧テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の普及

1 地域産業の競争力強化



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
認定農業者及び新規就農者数 (城里町集計)	78人 (令和6年度)	88人 (令和12年度)	5年間 (累計)
農業産出額(市町村別農業産出額)	67.7億円 (令和5年度)	70億円 (令和12年度)	単年
直販施設(道の駅かつら、物産センター山桜)の 年間売上高(城里町集計)	7.2億円 (令和6年度)	11.5億円 (令和12年度)	単年

【主な事業】

施策① 生産性の向上

■農地集積・集約化事業

農地中間管理機構を活用して、農地利用の集積や優良農地の確保、遊休農地の解消を図る。

■土地改良事業・農業競争力強化農地整備事業

労働・土地生産性を向上する農地の基盤整備・再基盤整備を推進する。

■スマート農業・スマート林業推進事業

水田の水管理やハウスの温度管理、ドローンやセンシング技術の導入等をはじめとするスマート農業・スマート林業を推進する。

施策② 付加価値の向上

■城里ブランド推奨品創出事業

農業・工業分野において、町内外に地元特産品として広く普及することを目指す「城里町ブランド推奨品」に相応しい優良な特産品の掘り起こしや開発支援を行う。

■町産農産物の加工等による高付加価値化事業

地域産品と町内産業の融合による新たな商品の開発を推進する。

■農業活用6次産業化推進事業

生産、加工、販売、レストラン経営などによる6次産業化に向けた商品開発を支援する。

■有害鳥獣資源化事業

捕獲した有害鳥獣を有効活用した商品のPRや、新たな商品開発の支援を行う。

施策③ 流通・販売体制の強化

■道の駅かつら建替え整備事業（修正）

那珂川大橋の架け替えにあわせて建替え整備を行う。城里町を代表する観光施設として親しまれてきたが施設の老朽化が進み、コンセプトも見直す時期を迎えていることから、魅力ある施設に再整備（建替え）する。

■城里ブランド向上推進事業

関係機関との連携により、「城里ブランド推奨品」の選考・普及や、アンテナショップの開設、オンライン販売（インターネット通販）の強化などを進め、特産品の販売強化を図る。

■ふるさと納税の推進

ふるさと納税の推進により、地域特産品の掘り起しや町内企業のビジネスチャンスの創出、町外への本町の魅力PR、ファン獲得などを図るとともに、税収の確保を図る。

■販路開拓支援事業

農産物や加工品の販路を拡大する取組に対する助成やインターネットの活用支援等の実施を検討する。



2 安心して働ける環境の整備

【重要業績 評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
町内の民営事業所の事業所数 (経済センサス)	—	663事業所 (令和12年度)	5年間
町内の民営事業所の従業者数 (経済センサス)	—	4,700人 (令和12年度)	5年間

【主な事業】

施策① 担い手の育成

■担い手総合支援事業

農業分野における人材の育成や新規就農者の参入の支援を行う。

■インターンシップ・キャリア教育推進事業

地元企業へのインターンシップ制度を導入し、キャリア教育の推進と地元企業への就職促進を図る。

施策② 安定した雇用の確保

■町内企業地元雇用促進支援事業

地元雇用を行う町内企業に対する法人税の優遇や助成金の交付、給与の助成等の拡充を検討する。

■本社機能誘致事業（地方拠点強化税制活用事業）

地方拠点強化税制を活用し、既存企業を中心とした本社機能の強化・拡充を図る。

■介護・医療・福祉事業所と連携した移住定住促進事業（修正）

町内の病院、介護事業所、認定こども園等に勤める移住者に対し家賃助成や引越し支度金等を助成する。

■福祉産業育成・誘致事業

高齢者向けサービス企業の地元育成や誘致を行う。

■中小企業経営支援事業

町内企業との情報交換を通じて地元中小企業のニーズを確認し、経営指導や設備資金等の融資斡旋、販路開拓のサポート、事業継承等に対する支援メニューの拡充を検討する。

施策③ ワーク・ライフ・バランスを実現する環境の確保

■延長保育事業

早朝・夕方の延長保育の拡充とPRの強化を図る。また、病児・病後児に対する保育の充実を図る。

■町内企業振興事業

働きやすい環境づくりを目指して、一定の雇用条件を満たす企業に対する融資等の実施を検討する。

3 企業誘致・起業家支援



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
企業誘致による累計立地件数 (城里町集計)	0件 (令和6年度)	3件 (令和12年度)	5年間 (累計)
起業支援による累計起業件数 (城里町集計)	1件 (令和6年度)	5件 (令和12年度)	5年間 (累計)

【主な事業】

施策① 新規企業の立地促進・連携強化

■企業誘致推進事業

企業訪問活動により立地動向や進出意向を把握し、これをもとに企業立地奨励金の交付や町遊休地情報の提供等の企業誘致を展開する。

■町内企業との情報交換推進事業

町内企業と情報交換を行う場を設置し、支援ニーズや各産業分野や関連企業の動向等の情報を把握する。

■大規模商業施設誘致推進事業

生活に必要な物品が揃った大規模商業施設の誘致を推進し、町内の雇用の創出を図る。

■地方拠点強化税制活用事業

地方拠点強化税制を活用し、東京23区に本社を置く企業のサテライトオフィス等を誘致する。

■廃校施設等活用推進事業

廃校等の未利用の公共施設などを活用した工場や倉庫、研修所等の誘致を検討する。

■先端設備導入事業（追加）

先端設備を導入した町内企業に対して、固定資産税を優遇し企業の設備投資を推進する。

施策② 起業家が集まる・生まれる環境づくり

■空家・空店舗等リノベーション支援事業

空家・空店舗等を活用した新たな店舗や事務所等の開設を促進するため、賃料や改修等に対する支援を検討する。

■コワーキングスペース開設推進事業

起業家やテレワーカー等が集まるコワーキングスペースの開設を支援する。また、未利用の公共施設を活用した同種の施設の開設も検討する。

■情報通信ネットワーク環境整備事業

光ケーブル網との接続や公衆無線LANの整備などを進め、場所や時間の制約を受けずに仕事しやすい環境を整える。

■地域資源・産業との交流促進事業

起業の種を産み育てる機会として、移住者や移住希望者等と地域資源・産業との交流の場を設ける。

■オープンデータ化等推進事業

行政が持つデータを活用して社会課題の解決を図るため、オープンデータ化や特定企業との協働事業の実施を検討する。

基本目標 2 本町への新しい人の流れをつくる

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
人口の転入超過数 (住民基本台帳人口)	-60人/年 (令和6年度)	0人/年 (令和12年度)	単年
特に30~40代の転入超過数 (同上)	0人/年 (令和6年度)	20人/年 (令和12年度)	単年

【基本的な方向】

- ⇒多くの交流人口・関係人口を獲得し、実際に移住・転入を検討している人の背中を押すことで、城里町への転入の増加を図ります。
- ⇒結婚や子育てを機に移住・定住を検討する若い世代を主要なターゲットに設定し、移住・定住の支援策や住宅等の受け入れ環境を整備することで、町への移住・定住を促進します。
- ⇒水と緑に囲まれた豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活かして、観光地の魅力向上やアウトドア・アクティビティの開発を進め、新しい道の駅を中心に観光産業の活性化や町を訪れる人(=交流人口)の創出・拡大を図ります。
- ⇒城里町の出身者や観光等で訪れた人、インターネット等で城里町の情報に触れた人が町との関わりを継続的に持てるような仕掛けを講じ、移住・定住の予備軍やまちづくりの応援団の獲得を図ります。

～基本目標2を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①観光交流人口のデータベース化とマーケティング
- ②AI・ICTなどを活用したスマート農業の実現
- ③観光交流施設などのリニューアル(デジタル技術活用)
- ④町公式ホームページのリニューアルによる町の魅力発信
- ⑤SNSを活用した情報発信
- ⑥空家バンク・移住定住ポータルサイトによる移住希望者への情報発信
- ⑦テレワークやリモートワークなどの環境整備による移住の促進
- ⑧ふるさと納税寄付者へのアプローチによる関係人口づくり
- ⑨本町の魅力発信によるオンライン関係人口の創出

1 移住・定住の促進



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
子育て世帯向けの住宅・宅地の累計供給数 (城里町集計)	0戸・区画 (令和6年度)	30戸・区画 (令和12年度)	5年間 (累計)
移住相談窓口での年間相談件数 (城里町集計)	17件 (令和6年度)	100件 (令和12年度)	5年間 (累計)
空家バンクマッチング件数 (城里町集計)	3件 (令和6年度)	15件 (令和12年度)	5年間 (累計)
地域おこし協力隊採用数 (城里町集計)	8人 (令和6年度)	20人 (令和12年度)	5年間 (累計)

【主な事業】

施策① 移住・定住のきっかけづくり

■移住モニター事業／移住体験ツアー事業

町への移住を検討する人が短期間お試し生活できる環境を整備する。あわせて、体験ツアーの実施やPRの強化に取り組む。

■農業体験機会の拡大事業

直売所等で野菜づくり講座などのプログラムの実施やPRを行い、移住・定住や二地域居住等につなげる。

■地域おこし協力隊活用事業

「地域おこし協力隊」制度により「地域協力活動」を行いながら地域への定住・定着を目指す人材を確保する。

施策② 住む場所の供給の促進

■秩序ある住宅地開発誘導事業

周辺の環境と調和し、接道等の一定の条件を満たす良好な住宅地開発を誘導するため、土地利用規制を適切に運用するとともに、民間企業への支援や補助金等の立上げを検討する。

■子育て世帯対象分譲地販売事業

安心して子どもを育て、教育ができる環境を提供するため、学校区単位で計画的に宅地を確保し、子育て世帯等を対象に低額で分譲販売や貸付を行う。

■子育て世代向け共同住宅の整備事業

町営住宅団地の建替えにあわせて、手頃な家賃で入居できる子育てに対応した間取りの住戸を確保する。

■単身者向け町営住宅供給事業

単身者向けの間取りの住戸の確保や、既存施設の単身者向け募集の拡大等を検討する。

■若者・子育て世代向け住宅供給事業

子育て世代や若者に適した共同住宅等の整備促進や、安価な中古住宅の斡旋を行う。

■空家バンク事業

空家・空室等の情報を登録し、これを借りたい方等とマッチングすることで有効利用を図る。

■農地付き空家の流通促進事業

新規就農を促進する観点から、空家に付随する農地の流通条件の緩和を検討する。

■住宅改修支援事業

耐震・省エネ・バリアフリー等の改修やテレワークに対応した情報通信ネットワーク環境の整備に対する支援を実施して中古住宅の活用を促進する。

■空家活用支援補助事業（追加）

空家バンクを通じて空家の購入等をした移住者に対して、家屋修繕等のための補助金を交付し空家の流通促進を図る。

施策③ 移住・定住の支援

■移住相談事業

町内での生活や移住・定住の支援制度等に関する情報提供や相談を行う相談窓口を運営する。

■宅地購入助成事業

町が定める区域で土地を購入し住宅を新築する場合または住宅を購入した場合、一定の条件を満たした方に対して、土地の購入費の一部を補助する。

■住宅新築工事等助成事業

町内施工業者を利用して、一定条件を満たす住宅の新築・建替工事の費用の一部を助成する。

■介護・医療・福祉事業所と連携した移住定住促進事業【再掲】（修正）

町内の病院、介護事業所、認定こども園等に勤める移住者に対し家賃助成や引越し支度金等を助成する。

■三世代同居・近居支援事業

一定の条件を満たす出身者等の住替えを支援し、親世帯・子世帯の同居や近居を促進する。

■二地域居住等促進事業

移住・定住に対する支援策や補助金等の対象を二地域居住などの新しい居住形態まで拡大することを検討する。



2 交流人口の創出・拡大

【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
観光入込年間客数 (観光客動態調査)	806千人 (令和6年度)	1,100千人 (令和12年度)	単年

【主な事業】

施策① 観光地の魅力の向上

- かわまちづくり計画の推進
那珂川の河原に良好な親水空間の形成を目指す「かわまちづくり計画」を推進する。
- 道の駅かつら建替え整備事業【再掲】(修正)
道の駅かつら建替え整備とあわせて、ふれあい広場の再整備や周辺地域までの一体開発を実施する。
- ホロルの湯及びキャンプ場を活用した観光PR事業
ホロルの湯及びキャンプ場の機能更新・強化、PRを推進する。
- ホロルの湯及び野外活動施設の魅力向上事業(追加)
ホロルの湯及び野外活動施設の魅力を向上させるための施設の改良整備を実施する。
- 親水性護岸整備事業
河川改修や護岸整備にあわせて、親水性が高く優れた景観を有する水辺空間の整備を図る。
- キャッシュレス決済導入支援事業
現金を使用せずに商品・サービスの料金の支払等を行うキャッシュレス決済端末の導入など観光施設、関連店舗における情報通信技術(ICT)の活用を支援する。

施策② 自然体験アクティビティ等の開発

■広域連携観光強化事業

常陸大宮市と連携して御前山・那珂川という魅力ある資源を活用した観光施策を推進する。また、広域観光の舵取り役を担う観光地域づくり法人（DMO）の形成・登録に向けた取組も推進する。

■グリーン・ツーリズム事業

農村と都市住民の交流や地域の活性化を図るグリーン・ツーリズムを推進する。また、都市農村観光の入口として、直売所等で野菜づくり講座などのプログラムの実施やPRを行う。

■観光・スポーツイベント開催支援事業

町内の観光拠点やスポーツ施設などを活用したイベントの開催、新たなアウトドア・アクティビティの開発等を支援する。

■サイクルツーリズム（自転車観光）推進事業

サイクリングルートの設定やガイド（案内人）付きツアーの検討、自転車走行環境の整備などにより自転車等による地域巡りを促進する。また、自転車を活用したイベントの誘致なども検討する。

■観光ガイド・インストラクター育成事業

観光客の受入や、新たな観光ルートやアクティビティの開発の担い手となる観光ガイド（案内人）・インストラクター（指導員）の育成を支援する。

■ハイキング・トレッキングコース整備事業（追加）

町内低山のハイキングコースを整備し、観光客の増加に繋がる取組みを推進する。

施策③ 滞在拠点の整備

■他地域居住者との交流施設整備・運営事業

未利用施設となっている廃校舎等を都市居住者と町民の交流施設として活用することを検討する。

■廃校舎等活用推進事業

廃校舎等を活用した大学等の合宿利用の受入や誘致を検討する。

■グリーン・ツーリズム事業【再掲】

グリーン・ツーリズムの中で、農家民泊等の滞在型のメニューの拡大を支援する。

■ホールの湯及びキャンプ場を活用した観光PR事業【再掲】

滞在拠点として町内のキャンプ場の機能更新・強化、PRを推進する。

■滞在型農園整備事業

二地域居住に対応した滞在型農園（クラインガルテン）等の整備を検討する。

■農村活性化・農泊推進事業（追加）

訪れる観光客をもてなす仕掛けやお土産品を開発し継続的に繋がる仕組みを構築する。

■古民家再生事業（追加）

島家に代表される地域に点在する古民家を活用して宿泊施設や体験施設、飲食施設等の整備を推進する。

3 町外在住者等との関係構築



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
メディア掲載年間回数 (城里町集計)	73回 (令和6年度)	75回 (令和12年度)	単年
町の公式SNSのフォロワー数 (城里町集計)	1,083人 (令和6年度)	2,000人 (令和12年度)	単年
ふるさと納税年間件数 (城里町集計)	3,272件 (令和6年度)	5,000件 (令和12年度)	単年

【主な事業】

施策① 町外在住者等との接点及びネットワークの構築

■「城里学」推進事業

児童生徒に対して、町の魅力を伝え郷土愛を育む「城里学」の取組を推進し、将来町を出ることになった場合でも、ふるさとに誇りを持ち続けることができる教育を推進する。

■観光・スポーツイベント開催支援事業【再掲】

出身者や観光客が町を来訪するきっかけとなる町内の観光拠点やスポーツ施設などを活用したイベントの開催を支援する。

■イベント等開催事業

「城里町民まつり」や「しろさとふるさとまつり」などの町ぐるみのイベントの開催等を行う。

■ふるさと納税の推進【再掲】

ふるさと納税を通じて地域のPRやファン獲得を推進する。

■シティ・プロモーション事業

SNSを活用した町のイメージアップや、町の認知を高め、特産品の購買や来訪、移住・定住へと誘導するシティ・プロモーションを推進する。

■ふるさと住民票事業

ふるさと納税利用者に町内施設の割引券や「(仮称)ふるさと住民票」等を交付して、町への来訪や継続的な関係の構築を図る。

■移住促進動画放映事業(追加)

映画館において、町外在住の方に向けて町の魅力を伝えるPR動画を放映し、移住定住の促進を図る。

■水戸ホーリーホック連携事業(追加)

水戸ホーリーホックがJ1に昇格したことを契機として、七会町民センター「アツマーレ」の機能を改善することで町とチームの連携を強化し、サポーターなど交流人口を増加させ更なる地域振興を図る。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
出生数 (住民基本台帳)	58人 (令和6年度)	52人 (令和12年度)	単年
0～4歳の子ども数 (住民基本台帳)	337人 (令和6年度)	303人 (令和12年度)	単年

【基本的な方向】

- ⇒若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる切れ目のない支援制度等を用意して人口の自然減少（死亡数が出生数を上回るための減少）を抑制し、町の未来を担う子どもの誕生と健やかな成長を応援します。
- ⇒町民から高い評価を得ている子育て支援サービスの一層の拡充を図り、町民の出産や子育てに関する心身及び経済的な負担の軽減を図ることで、産み育てやすい環境をつくります。
- ⇒子育て支援サービス以外の分野でも、子どもの遊び場の拡充などを進め、子どもを連れて外出がしやすい、子育てが楽しいと思えるようなまちの実現を目指します。
- ⇒こうした取組を積極的にPRすることで、30～40代（子育て世代）のUIJターンの促進を図ります。

～基本目標3を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①デジタル機器を活用したリモートでの健康相談
- ②保育人材の確保（ICT活用による保育人材の負担軽減や質の向上など）
- ③各種情報などのアプリ配信
- ④LINE・SNSによる地域の子育て支援情報、相談支援に関する情報発信
- ⑤ICTを活用した効果的な学習（1人1端末やネットワーク環境など）
- ⑥GIGAスクールの推進（プログラミング学習の支援・実施、デジタル教材等の整備など）
- ⑦教育DXの推進（デジタル人材の確保、教員向けテレワークシステムなど）

1 交流・婚活・結婚支援



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
婚活イベントの年間参加者数 (城里町集計)	5人 (令和6年度)	50人 (令和12年度)	単年
婚姻年間件数 (人口動態調査)	36件 (令和5年度)	40件 (令和12年度)	単年

【主な事業】

施策① 出会いの場づくり

- 婚活支援体制の強化
広域連携によるイベントの開催等の婚活支援体制の強化を図る。
- 若者向けスポーツ振興事業
若者が自然に出会い、親交を深めることができる場としてスポーツ活動の促進を図る。

施策② 結婚・子育てに対する気持ちの後押し

- 次代の親育成事業
学校等で家庭・家族に関する教育を実施して、自己の生き方や進路を考える中で、結婚や子育てについてもイメージが持てるようなきっかけを与える。
- 結婚新生活支援補助金助成事業
新たに婚姻され新生活を送ることとなった世帯に対して、住居費と引越費用の一部を補助する。

2 切れ目ない子育て支援



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
待機児童数 (城里町集計)	0人 (令和6年度)	0人 (令和12年度)	単年
子育て世代包括支援センターの月平均利用件数(城里町集計)	105件 (令和6年度)	105件 (令和12年度)	単年
子育て・教育環境が良いと感じる人の割合 (町民アンケート)	54.7% (令和7年度)	59.7% (令和12年度)	5年間

【主な事業】

施策① 子育て支援サービスの充実

■子育てサークル活動等支援事業

子育て家庭が自主的に活動を展開するサークルの立上げや活動継続を支援する。
また、会員同士の相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センターの運営を行う。

■保育施設の運営・支援事業

待機児童ゼロの継続(保育の量の確保)や、保育施設の運営や人材の育成(保育の質の向上)に対する支援の強化を図る。

■放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ等により放課後の児童の健全育成や働く保護者の支援等を実施する。

施策② 子どもや保護者の心身の健康のサポート

■こども家庭センター事業(修正)

妊婦さんや0~18歳までのお子さんや家族を支援。妊婦・出産・子育て・しつけ・家族関係など、さまざまな悩みや不安に対して専門スタッフが一緒に考え、必要な支援につなげる。また、子どもや家族に関する地域の関係機関とも連携し、よりよい支援体制づくりを目指す。

施策③ 学校と地域による質の高い学びの場づくり

■学力向上・PR事業

町内の学校の優れた学習成果のPRと一層の向上を図る。

■校外学習支援事業

学外の人材や団体と連携して放課後や休日における学習支援を実施する。

■放課後子ども総合プラン

長期休暇などの期間に実施している子ども教室の開催時期の拡大を検討する。

■高等教育機関・研究機関誘致推進事業

大学・専修学校等の高等教育機関や研究機関の誘致を推進する。

施策④ 経済的な負担の軽減

■次世代育成支援金（修正）

18歳未満の子を養育する保護者で、出生により3人目以降の児童を養育することになった保護者に、出生時、3歳、6歳到達時に支援金を交付し、経済的な支援を強化する。

■学校給食費・教材費の助成事業

小中学生の給食費の無償化を継続して実施する。また、教材費の助成についても検討する。

■通学費助成事業

バス・電車通学をする高校生等の交通費の助成を継続して実施する。

■保育所（園）・認定こども園の保育料の無償化

町内在住で認定こども園等に通う3～5歳児の保育料の無償化を継続して実施する。

■医療費助成事業

高校生までに拡大した子ども医療費助成を継続して実施する。

■0～2歳児の保育料無償化事業（追加）

保育料無償化に伴う施設運営費の差額を負担し、子育て環境の向上を図る。

■1～2歳児を自宅保育する保護者支援事業（追加）

保育所等を利用せず在宅で育児をする世帯に在宅支援金を交付し、子育て環境の向上を図る。

3 子育て環境の整備



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
子育てポータルサイトの月平均訪問者数 (城里町集計)	241人 (令和6年度)	300人 (令和12年度)	単年

【主な事業】

施策① “子育てしやすいまち”の積極的なPR

■子育て情報誌の作成事業

子育て家庭に役立つ情報をまとめた情報誌の作成・配布を行う。子育て情報誌の作成にあたっては、実際に子育てをする保護者に積極的に関わってもらうことで、子育て支援サークルや活動団体の立ち上げにつながることを期待する。

■子育てポータルサイトの運用事業

子育て情報をいつでもどこでも確認できるポータルサイト「しろさとこそだて」の運用の継続・拡充を図る。

■移住促進動画放映事業【再掲】

映画館において、町外在住の方に向けて町の魅力を伝えるPR動画を放映し、移住定住の促進を図る。

施策② 子どもを連れて外出しやすい環境の整備

■公園維持管理事業

子どもの遊び場となる公園の必要性・安全性等を確認し適切な維持管理を実施する。

■公園整備事業

子連れの家族が安全・安心に遊ぶことができる公園の整備をする。

■町営施設優待利用事業

子育て世帯に対する町営施設の優待利用や優先利用の導入を検討する。

■多目的トイレ・授乳室等設置事業

外出先でオムツ交換や授乳に困らないよう、公園や公共施設等において多目的トイレや授乳室などの設置を推進する。

■子育て支援協賛店登録事業

「いばらぎ子育て家庭優待制度」の協賛店の拡大や同制度の利用の促進を図る。あわせて、子育て世帯支援と店舗等の活性化を図る独自の制度の企画も検討する。

■お出かけマップ作成事業

多目的トイレや協賛店などを掲載し、子育て世帯に紹介するお出かけマップを作成する。

基本目標4 あらゆる世代にとって安全・安心で 快適な居住環境をつくる

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
住み続けたいと考える人の割合 (町民アンケート)	59.1% (令和7年度)	64.1% (令和12年度)	5年間

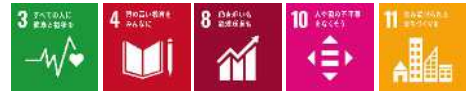
【基本的な方向】

- ⇒生活に必要なサービスが確保された利便性の高いまちをつくることで、あらゆる年代の町民がいつまでも安心して住み続けられるまちの実現を目指します。
- ⇒数値目標に設定した「住み続けたいと考える人の割合」が減少していることから、特に町民のニーズの高い買い物や通院などの分野を中心に生活利便性の向上を図ります。
- ⇒安心して住み続けられるまちの実現に向けて、高齢になっても外出がしやすいような環境の確保や、町の持続性の向上に貢献する公共施設の適正管理等の取組を推進します。
- ⇒まちづくりの様々な分野において、関係機関との連携や協働を推進し、町の環境を向上させることで“住み続けたい”と考える人を増やすことを目指します。

～基本目標4を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①情報発信手段の複層化（メール、町公式LINE作成、アプリの導入など）
- ②各種施設運営・管理のデジタル化
- ③デジタル技術を活用した書かない窓口設置
- ④AI オンデマンドバスの運行
- ⑤医療と介護の連携による在宅生活支援（電子カルテ化、遠隔診療など）
- ⑥介護予防教室や健康相談等のオンライン化
- ⑦高齢者向けのスマートフォン利用教室等の開催

1 生活利便性の高いまちづくり



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
普段の買い物等に不便を感じる人の割合 (町民アンケート)	71.5% (令和7年度)	66.5% (令和12年度)	5年間
医療・福祉サービスに不便を感じる人の割合 (町民アンケート)	60.6% (令和7年度)	55.6% (令和12年度)	5年間

【主な事業】

施策① 買い物がしやすい環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ■大規模商業施設誘致推進事業【再掲】 生活に必要な物品が揃った大規模商業施設の誘致を推進する。 ■小さな拠点づくり事業 周辺集落の中心等の場所で生活利便施設を集積した小さな拠点の形成と機能維持を図る。 ■高齢者向けデジタル活用支援事業 高齢者を対象にしたスマートフォン講座等を入口に、買い物支援サービスやネットショッピング（インターネット通販）等の利用につながる高齢者のデジタル活用を支援する。
施策② 通院等がしやすい環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ■医療環境整備事業 町民の医療環境の向上を図るため、入院設備等の必要な設備が整った医療機関の誘致や、既存施設の充実、近隣自治体との連携強化などを推進する。 ■福祉産業育成・誘致事業 町内の高齢者向けサービス産業を育成するため、人材の確保や事業所の誘致を行う。 ■高齢者向けデジタル活用支援事業【再掲】 高齢者を対象にしたスマートフォン講座等を入口に、各種の予約システムやオンライン診療（遠隔診療）等の利用につながる高齢者のデジタル活用を支援する。 ■自家用旅客運送事業（交通空白地有償運送事業）（追加） 運転免許を持たない高齢者を対象に、交通空白地有償運送事業を実施することで通院環境を整える。 ■病院の誘致・建設事業（追加） 町民の通院環境を整えるため、町内への病院誘致又は建設を検討する。
施策③ 行政手続きがしやすい環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ■デジタル技術を活用した書かない窓口事業（追加） 役場庁舎内における窓口業務のデジタル化を推進し、書かない窓口等の導入を検討する。

施策④ 健康寿命の延伸と共生型地域社会の実現

■茨城型地域包括ケアシステム構築事業

高齢者を含めた全ての要援護者及びその家族等に対して隙間のない支援を提供する「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

■高年者クラブ活動支援事業

健康増進や余暇活動の充実等、高齢者の生きがいづくりにつながる高年者クラブ活動を支援する。

■ふれあいサロン事業

集落センターや公民館といった会場に加えて、空家、空店舗や住宅の空スペース等を活用したサロン活動、健康づくり活動等を促進する。

■見守り・安否確認・緊急通報のシステム推進事業

情報通信技術（ICT）を活用した高齢者の見守り・安否確認・緊急通報等のシステムの導入を検討する。

■運転免許の自主返納サポート事業

運転免許返納後の不安解消と移手段の確保のため、運転免許自主返納者への支援の充実を図る。

■グループホーム誘致事業

障害を持った方々が町内で生きがいを持って暮らすことができるグループホームを誘致する。

施策⑤ 誰もが文化的かつ健康的に活動できる空間の創造

■都市防災公園整備事業（追加）

にぎわいの創出・防災機能の強化・心安らぐ憩いの場等を目的とした公園を整備する。

■複合施設整備事業（追加）

中心市街地を活性化することを目的とした複合施設を整備する。

■黒澤止幾生家の復元及び郷土資料館整備事業（追加）

黒澤止幾生家を復元するとともに、郷土資料館を整備し地域資源の魅力向上を図る。

■頓（徳）化原古墳を活用した公園整備事業（追加）

茨城県埋蔵文化財整理センター「いせきびあ茨城」に隣接している、頓（徳）化原古墳を復元して自然に癒やされながら歴史を学ぶことができる公園の整備を検討する。



2 快適な生活を支える基盤の整備

【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
居住誘導区域の人口密度 (国勢調査の調査区別人口より算出)	18.1/ha (令和7年度)	16.0/ha (令和12年度)	5年間
ふれあいタクシーの年間利用者数	10.6千人 (令和6年度)	10.6千人 (令和12年度)	単年

【主な事業】

施策① コンパクトな市街地の形成

■適正市街地形成事業

土地利用の規制・誘導を通じて住宅や町民の生活を支える多様な都市機能の立地誘導を図る。

■低未利用地等活用促進事業

市街地内に点在する低未利用地等を快適で歩きやすい市街地を形成するために、緑地や子どもの遊び場、通り抜け通路等の地域共有の資源として活用する取組への支援を検討する。

施策② 移動しやすい道路・交通ネットワークの整備

■町道改良事業・幹線道路整備推進事業

安全で快適な道路環境の整備や、国・県に対する整備の働きかけを進める。

■路線バス運行補助事業

町民の日常生活を支える路線バスを維持するため必要な補助を行う。

■デマンド交通システム運行支援事業

路線バスの利用が困難な高齢者等の外出を促進する「ふれあいタクシー」の運行を支援する。

■公共交通活性化事業

公共交通の利用促進や、公共交通の維持・再編・活性化に向けた調査研究を実施する。

■次世代交通システム導入促進事業

道の駅等を拠点とした超小型モビリティ等の利活用や自動運転等の実証実験の実施を検討する。

施策③ 都市基盤の持続性の向上

■公共施設の耐震化推進事業

城里町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な耐震化や長寿命化を推進する。

■緊急治水対策プロジェクト推進事業

国及び県による堤防整備や河道の土砂掘削などの緊急治水対策を促進する。

■持続可能なインフラ維持・整備事業（追加）

人口減少下における「持続可能な上下水道事業」の実現に向け、施設配置の最適化及び維持管理・更新等の効率化、災害対策強化を行うため、広域化の推進やAI・デジタル等DX及びGXの導入・活用等を実施し、基盤となる官民連携・住民理解の促進を図る。

3 地域の問題解決力の強化



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
自主防災組織設置数 (城里町集計)	17団体 (令和6年度)	25団体 (令和12年度)	5年間 (累計)
連携協定数 (城里町集計)	11件 (令和6年度)	20件 (令和12年度)	5年間 (累計)

【主な事業】

施策① 地域コミュニティの育成・強化

■自治振興事業

自治会組織を通じた地域と行政の連絡調整や自治組織の活性化を推進する。

■自主防災組織育成事業

災害時に地域住民がお互いに助け合う自主防災組織の育成と地域の実状に合わせた防災資機材の整備を行う。

■公民館管理運営事業・公民館施設維持管理事業

地域活動の拠点となる公民館・集会所の適正な維持管理と活用促進を推進する。

施策② 連携・協働の推進

■まちづくりカフェ事業

人と人を結ぶ交流の場・出会いの場としてまちづくりに関するさまざまなテーマで話し合う「カフェ」等の開催を推進する。その際には、子育て中の保護者の社会参加の促進にも努める。

■官・高・大連携プロジェクト

町と高校、大学との連携による地域課題の解決や地域の活性化を推進する。

■まちづくりパートナーシップ(協力・連携)推進事業

民間企業等との連携協定の締結拡大や連携を促進する窓口の設置を検討する。

■企業版ふるさと納税推進事業

企業による自治体への寄付や自治体との関係構築を促進する企業版ふるさと納税の利用拡大を図る。

■住民活動支援事業

人口減少の克服や地方創生、あらゆる世代にとって安全・安心な居住環境の形成に資する活動を行う住民組織やNPO等に対する支援を強化する。

■地方創生人材獲得事業

城里町の創生を担う人材派遣の受入や職員の育成を推進する。

■水道サポーター制度事業(追加)

水道利用者が水道事業の運営や取り組みをより深く理解し、住民視点での意見や提案により事業の改善・発展に貢献する制度を推進する。

■地域活性化企業人制度事業(追加)

都市部に所在する企業等と地方自治体が、協定書等に基づき社員を一定期間(6か月から3年)派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かし即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組を推進する。

■民間提案制度事業(追加)

自治体などが抱える地域課題や行政サービス向上に対し、民間事業者が自らのアイデアやノウハウを活用して解決策を提案・事業化する取組を推進する。

— 資料編 —

1 策定の経緯

本計画は、以下に示す「城里町まち・ひと・しごと創生本部会議」「城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議」を中心に、町民アンケート等による町民の意向の反映や、庁内の城里町まち・ひと・しごと創生本部会議や各課へのヒアリング・意見照会なども実施して策定を進めました。

年月日	内容
令和7年 5月19日（月）	定例幹部職員会議 ・第3期城里町総合戦略の策定について （関係各課局に策定方針説明）
6月 9日（月）	定例幹部職員会議 ・第2期城里町創生総合戦略の数値目標の検証について ・第3期城里町総合戦略に係る掲載施策・目標等の見直し作業について （関係各課局に作業依頼）
10月 1日（水）	第3期城里町創生総合戦略に関するアンケート調査 町広報紙、町HPに2次元コードを掲載し、インターネット回答により以下内容を尋ねるアンケート調査を実施 1) 城里町の暮らしやすさの評価 2) デジタル施策を推進するにあたり重視する施策 3) これからのまちづくりにおいて重視する取組
12月 5日（金）	第1回 城里町まち・ひと・しごと創生本部会議（書面開催） ・第3期城里町創生総合戦略（素案）について （関係各課局に作業依頼）
12月24日（水）	第1回 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議 ・第2期城里町創生総合戦略の数値目標の効果検証について ・第3期城里町創生総合戦略の策定について ・令和5年度及び令和6年度地方創生臨時交付金を活用した事業の効果検証について ・令和5年度及び令和6年度ふるさと納税実績について
令和8年 2月17日（火）	第2回 城里町まち・ひと・しごと創生本部会議（書面開催） ・第3期城里町創生総合戦略の策定状況について ・パブリックコメントの実施について
2月27日（金） ～3月23日（月）	パブリックコメント ・第3期城里町創生総合戦略（案）に関する意見募集

2 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成 27 年 3 月 30 日

告示第 32 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日告示第 59 号

(設置)

第 1 条 城里町創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び実施の推進に当たり、本町のまちづくりに関する識見を有する者及び町民の代表から意見を聴取するため、城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(掌握事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 総合戦略の策定に関する調査及び審議
- (2) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証
- (3) その他町の創生に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 有識者会議は、委員長及び委員をもって組織し、委員は 35 人以内とする。

2 委員長は副町長をもって充て、委員は地域の活性化等に優れた見識を有する者の中から町長が委嘱する。

3 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 有識者会議の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 有識者会議の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 59 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会委員名簿

(策定時点)

	氏名	所属	備考
1	三村 孝信	城里町議会議長	
2	猿田 正純	城里町議会総務民生常任委員会委員長	
3	桜井 和子	城里町議会教育産業常任委員会委員長	
4	廣木 和久	城里町商工会会長	
5	河原井 大介	水戸農業協同組合常北地区常任理事	
6	阿久津 貴守	常陸農業協同組合笠間地区理事	
7	砂金 祐年	常磐大学総合政策学部総合政策学科教授	
8	稲邊 香織	(株)常陽銀行石塚支店長	
9	中森 泰徳	(株)筑波銀行常北支店長	
10	南 條 治	城里町区長会会長	
11	藤田 悟史	城里町副町長	委員長

敬称略

4 城里町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成 27 年 5 月 27 日
告示第 74 号
改正 令和 7 年 4 月 1 日告示第 90 号

(趣旨)

第 1 条 急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少対策を推進するとともに、将来にわたって活力ある城里町を築き上げていくため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、城里町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び城里町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するとともに、町の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、城里町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び進行管理並びに検証に関すること。
- (3) その他町の創生に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
- 3 本部員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(有識者会議)

第 5 条 本部長は、人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、各分野から幅広く意見を求めるための有識者会議を設置する。

- 2 有識者会議は、産業界、大学、金融機関等の有識者及び町民の代表者をもって構成する。

(専門部会等の設置)

第 6 条 本部長は、本部の所掌事項を効果的に推進するため、必要に応じて専門部会及びワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第 7 条 本部及び専門部会の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、本部、有識者会議及び専門部会等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 90 号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

教育長
総務課長
町民課長
財務課長
税務課長
国保年金課長
長寿応援課長
健康福祉課長
農業政策課長
都市建設課長
上下水道課長
会計課長
教育委員会事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長

5 城里町まち・ひと・しごと創生本部委員名簿

(策定時点)

	氏名	所属	備考
1	上 遠 野 修	町長	本部長
2	藤 田 悟 史	副町長	副本部長
3	添 田 智	教育長	
4	大 津 好 男	総務課長	
5	羽 部 理 恵	町民課長	
6	雨 宮 忠 芳	財務課長	
7	佐 藤 宰	税務課長	
8	富 江 一 也	国保年金課長	
9	稲 川 弘 美	長寿応援課長	
10	飯 村 正 則	健康福祉課長	
11	興 野 隆 喜	農業政策課長	
12	加 藤 孝 行	都市建設課長	
13	江 幡 守 仁	上下水道課長	
14	所 克 実	会計課長	
15	廣 木 仁	教育委員会事務局長	
16	山 崎 栄 一	農業委員会事務局長	
17	興 野 友 宣	議会事務局長	
18	園 部 繁	まちづくり戦略課長	事務局

敬称略

**城里町まち・ひと・しごと創生
第3期城里町創生総合戦略**

発行 令和8年4月

編集 城里町まちづくり戦略課

〒311-4391

茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

Tel : 029-288-3111(代)

Fax : 029-288-3113

Email : machi@town.shirosato.lg.jp

HP : <https://www.town.shirosato.lg.jp/>

報告第7号

令和6年度

城里町
統一的な基準による財務書類

令和8年3月
城里町

令和6年度 城里町 統一的な基準による財務書類の公表について

現在の官公庁会計は、収入と支出を現金の受け渡し時点で認識する現金主義を採用しており、また作成する決算書は、単年度会計による単式簿記を用いた収支決算に基づいています。

これらの資料は、その年にどのような収入があり、それをどのように使ったかといった現金の動きがわかりやすい反面、これまでに整備してきた資産や将来返済しなければならない負債、行政サービスを実施するのに要した費用など、長期的かつ総合的な情報が不足していました。

総務省は、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を示し、平成27年度から29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成するように要請してきました。

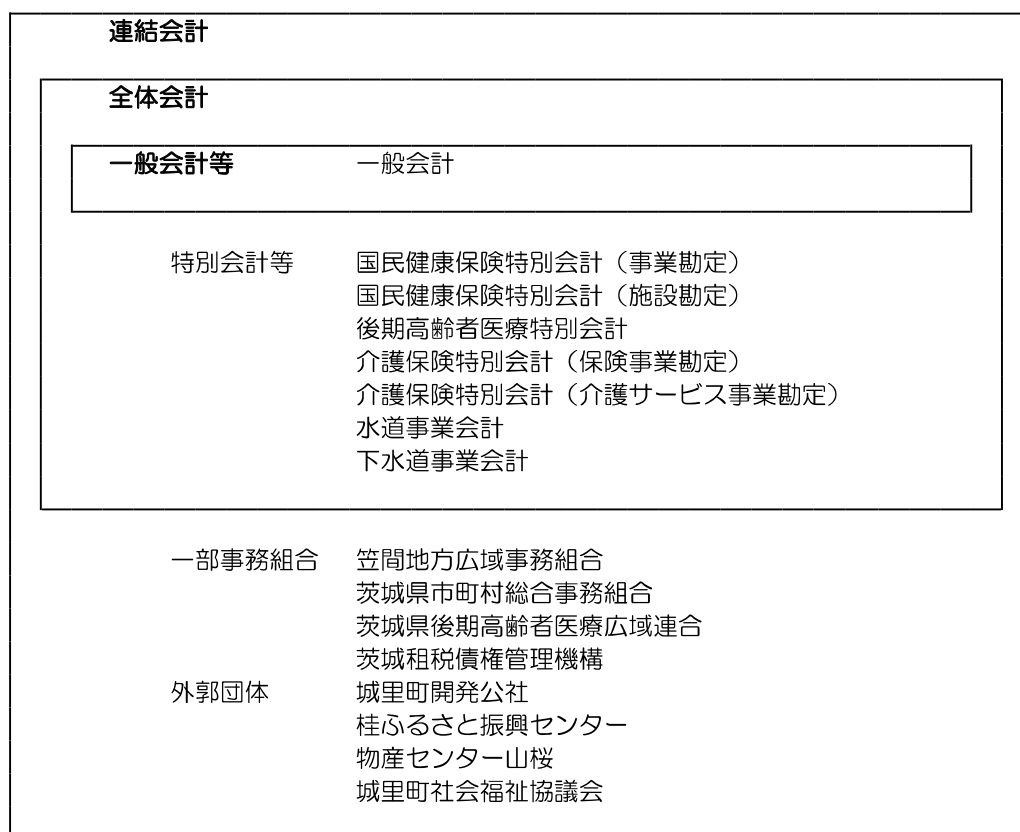
城里町ではこの要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義・複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報や、ストック情報を網羅的に公正価値で把握できるよう見直し、平成27年度決算より「統一的な基準」による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表しております。

複式簿記に基づき発生主義による財務書類を作成することにより、城里町が所有する全ての資産と負債の状況や、行政サービスに要したコストが把握できます。今後は、他団体との比較を行うことで、城里町の財政状況の特徴や課題を明らかにし、さらなる財政の健全化に努めてまいります。

目次

城里町 統一的な基準による財務書類		
(1) 貸借対照表〔バランスシート〕	・・・・・・・・	4
(2) 行政コスト計算書	・・・・・・・・	6
(3) 純資産変動計算書	・・・・・・・・	8
(4) 資金収支計算書	・・・・・・・・	9
(5) 4つの財務書類からわかること	・・・・・・・・	11
用語解説	・・・・・・・・	13

対象とする会計の範囲



財務書類の数値は、表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。人口一人当たりの数値を算出する際には、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口17,708人により算定しております。

城里町 統一的な基準による財務書類

◎貸借対照表〔バランスシート〕

(単位：百万円)

資産の部…①				負債の部…②			
科目名	一般会計等	全体会計	連結会計	科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産	36,526	60,955	61,214	固定負債	13,508	33,260	33,393
有形固定資産	32,418	56,553	56,698	地方債等	11,516	19,666	19,666
事業用資産	13,606	13,798	13,930	長期未払金	—	—	—
土地	1,692	1,701	1,717	退職手当引当金	1,964	2,239	2,373
立木竹	—	—	—	損失補償等引当金	—	—	—
建物	23,348	23,818	24,083	その他	28	11,354	11,354
建物減価償却累計額	△ 12,627	△ 12,916	△ 13,073	流動負債	937	1,929	2,057
工作物	1,839	1,851	1,874	1年内償還予定地方債等	780	1,541	1,541
工作物減価償却累計額	△ 1,064	△ 1,074	△ 1,091	未払金	—	205	280
船舶	—	—	—	賞与等引当金	103	128	139
船舶減価償却累計額	—	—	—	預り金	54	55	57
建設仮勘定	418	418	419	その他	—	—	40
その他	—	—	—	負債合計	14,445	35,189	35,450
その他減価償却累計額	—	—	—	純資産の部…③			
インフラ資産	18,516	41,224	41,225	科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
土地	453	685	686	固定資産等形成分	39,293	63,722	64,046
建物	20	519	519	余剰分(不足分)	△ 13,649	△ 33,112	△ 32,964
建物減価償却累計額	△ 14	△ 192	△ 192	他会計出資等分			20
工作物	50,590	78,629	78,629				
工作物減価償却累計額	△ 33,048	△ 39,044	△ 39,044	純資産合計	25,644	30,610	31,101
建設仮勘定	515	627	627	負債・純資産合計	40,089	65,798	66,552
物品	1,244	5,677	5,768				
物品減価償却累計額	△ 948	△ 4,146	△ 4,226				
無形固定資産	7	584	584				
ソフトウェア	4	5	6				
その他	3	578	578				
投資その他の資産	4,101	3,818	3,932				
投資及び出資金	1,589	142	60				
有価証券	—	—	—				
出資金	140	140	58				
その他	1,448	2	2				
投資損失引当金	—	—	—				
長期延滞債権	119	181	182				
長期貸付金	3	3	3				
基金	2,396	3,504	3,698				
減債基金	143	143	143				
その他	2,253	3,361	3,555				
その他	—	0	2				
徴収不能引当金	△ 6	△ 13	△ 13				
流動資産	3,563	4,844	5,337				
現金預金	764	1,848	2,219				
未収金	34	215	243				
短期貸付金	2	2	2				
基金	2,765	2,765	2,830				
財政調整基金	2,672	2,672	2,737				
減債基金	93	93	93				
棚卸資産	—	8	19				
その他	—	16	35				
徴収不能引当金	△ 2	△ 11	△ 11				
繰延資産	—	—	—				
資産合計	40,089	65,798	66,552				

口貸借対照表とは？

年度末（令和7年3月31日）に保有する①資産、②負債、③純資産を表示したものです。これまでの負担と、将来の負担とのバランスを見ることができます。

- ① 資産 : これまでに形成してきた将来の世代に引き継ぐ社会資本（学校、公園、道路など）や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ② 負債 : ①のうち、地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの
- ③ 純資産 : ①のうち、過去及び現役の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産

口貸借対照表からわかること

城里町では今までに、一般会計等ベースで400億8千9百万円、全体会計ベースで657億9千8百万円、連結会計ベースで665億5千2百万円の資産を形成してきました。

そのうち、純資産である256億4千4百万円（一般会計等）、306億1千万円（全体会計）、311億1百万円（連結会計）については、過去の世代や国・県の負担で既に支払が済んでおります。負債は144億4千5百万円（一般会計等）、351億8千9百万円（全体会計）、354億5千万円（連結会計）となっております。

これまでに形成した資産と、将来の町民負担となる負債を町民1人当たりに換算すると、一般会計等ベースでは、226万円の資産に対して、82万円の負債となっており、144万円の純資産を保有していることとなります。全体会計ベースでは、372万円の資産に対して、199万円の負債となっており、純資産は173万円です。連結会計ベースでは、376万円の資産に対して、200万円の負債となっており、純資産は176万円となります。

また、負債については基準財政需要額に算入されることで、将来の充当財源が確保されているものもあることから、将来の負担額から充当可能財源額を差し引いた実質的な将来負担額が計算されており、約24億3千9百万円で、将来負担額は1人当たり13万7千7百円となっております。（令和6年度財政健全化指標の計算より）

尚、地方債の中には地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、町において不足額を補てんするため発行する臨時財政対策債が含まれています。臨時財政対策債などの特例地方債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され交付の対象となります。一般会計等での貸借対照表計上の地方債当期末残高122億9千6百万円のうち、特例地方債の当期末残高は32億6千万円となっており約3割を占めています。また、分析指標の一つである「社会資本等形成の世代間負担比率」では、臨時財政対策債を含む特例地方債を除外して算出されています。

一般会計等に比べ全体会計においてインフラ資産、負債・純資産の金額が増加するのは、水道事業・下水道事業における関連施設・設備とそれに対応する財源としての公債や過去に受領した補助金等が加算されていることが主な要因です。

◎行政コスト計算書(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	9,544	14,732	17,950
業務費用	5,406	7,450	8,678
人件費 …①	1,688	2,073	2,514
職員給与費	1,313	1,616	2,047
賞与等引当金繰入額	103	128	128
退職手当引当金繰入額	△ 39	△ 5	△ 5
その他	310	334	344
物件費等 …②	3,597	4,956	5,642
物件費	1,520	1,927	2,094
維持補修費	236	265	270
減価償却費	1,841	2,764	2,775
その他	—	—	503
その他の業務費用 …③	121	421	522
支払利息	64	199	199
徴収不能引当金繰入額	3	10	10
その他	54	212	313
移転費用 …④	4,138	7,282	9,272
補助金等	2,166	5,917	7,904
社会保障給付	1,339	1,339	1,339
他会計への繰出金	604	—	—
その他	28	26	29
経常収益	281	977	2,059
使用料及び手数料	127	666	670
その他	154	311	1,389
純経常行政コスト	9,263	13,755	15,892
臨時損失	27	28	28
災害復旧事業費	—	—	—
資産除売却損	27	27	27
投資損失引当金繰入額	—	—	—
損失補償等引当金繰入額	—	—	—
その他	0	1	1
臨時利益	23	23	3
資産売却益	1	1	1
その他	22	22	2
純行政コスト	9,267	13,760	15,917

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

ロ行政コスト計算書とは？

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、④移転費用に区分して表示したものです。これらの費用から、町民の皆様にご負担いただく使用料等を差し引いたものが純経常行政コスト（毎年度、継続的に発生するもの）となります。さらに臨時損失と臨時利益の差額を加えたものが純行政コストとなります。

なお、純行政コストは8ページの純資産変動計算書「純行政コスト（△）」と連動します。

① 人件費	: 職員給与や賞与等または退職手当引当金繰入額 (当該年度に引当金として新たに繰り入れた額) など
② 物件費等	: 備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費 (社会資本の経年劣化等に伴う減少額) および委託料や使用料、手数料など
③ その他の業務費用	: 地方債償還の利子など
④ 移転費用	: 町民への補助金や児童手当、社会保障経費など

ロ行政コスト計算書からわかること

令和6年度の経常費用合計から、町民の皆様にご負担いただいた使用料等を差し引いた純経常行政コストは、一般会計等ベースで92億6千3百万円、全体会計ベースで137億5千5百万円、連結会計ベースで158億9千2百万円です。これを町民一人当たり換算すると一般会計等ベースで52万円、全体会計ベースで78万円、連結会計ベースで90万円になります。

経常費用から経常収益を引き、臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、それぞれ92億6千7百万円（一般会計等）、137億6千万円（全体会計）、159億1千7百万円（連結会計）となり、この不足部分については、町税や地方交付税などの一般財源や国・県補助金などで賄っています。

一般会計等に比べ全体会計での「経常費用」の経費が大きいのは、主として国民健康保険、介護保険の保険給付費が合算されているためです。

◎純資産変動計算書(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等			全体会計			連結会計			
	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	他会計 出資等分
期首純資産残高	26,186	39,574	△ 13,388	31,176	64,680	△ 33,504	31,686	65,032	△ 33,365	20
純行政コスト(△) …①	△ 9,267		△ 9,267	△ 13,760		△ 13,760	△ 15,917		△ 15,917	0
財源 …②	8,724		8,724	13,183		13,183	15,349		15,349	—
税収等	6,987		6,987	8,813		8,813	9,856		9,856	—
国県等補助金	1,737		1,737	4,371		4,371	5,493		5,493	—
本年度差額	△ 544		△ 544	△ 577		△ 577	△ 568		△ 568	0
固定資産等の変動(内部変動) …③		△ 282	282		△ 959	959		△ 962	962	—
有形固定資産等の増加		1,397	△ 1,397		1,912	△ 1,912		1,915	△ 1,915	—
有形固定資産等の減少		△ 1,841	1,841		△ 2,771	2,771		△ 2,782	2,782	—
貸付金・基金等の増加		715	△ 715		474	△ 474		483	△ 483	—
貸付金・基金等の減少		△ 553	553		△ 575	575		△ 578	578	—
資産評価差額 …④	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無償所管換等 …⑤	2	2	—	2	2	—	2	2	—	—
他団体出資等分										—
比例連結割合変更に伴う差額							△ 28	△ 26	△ 2	—
その他	—	—	—	9	—	9	9	△ 0	9	—
当期純資産変動額	△ 542	△ 281	△ 261	△ 566	△ 958	391	△ 585	△ 986	401	0
期末純資産残高	25,644	39,293	△ 13,649	30,610	63,722	△ 33,112	31,101	64,046	△ 32,964	20

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

□純資産変動計算書とは？

純資産(過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産)が令和6年度中にどのように増減したか、あるいはその内部構成はどのように変動したかを表示したものです。期末残高は4ページの貸借対照表の純資産の合計と連動します。

- ① 純行政コスト(△) : 6ページの「行政コスト計算書」純行政コストと連動します。
- ② 財 源 : 「税収等」は地方税、地方交付税及び地方譲与税等を、「国県等補助金」は国庫支出金及び都道府県等支出金を表します。

※①、②の差額である「本年度差額」は純行政コストが税収等の財源でどれだけ賅われているかを表しています。

- ③ 固定資産等の変動
 - 有形固定資産等の増加 : 固定資産の形成による保有資産の増加額または形成のために支出した金額
 - 有形固定資産等の減少 : 固定資産の減価償却及び除売却額等
 - 貸付金・基金等の増加 : 貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または形成のために支出した金額
 - 貸付金・基金等の減少 : 貸付金の償還及び基金の取崩による減少額等

※「固定資産形成分」は金銭以外の将来利用できる資源を表し、「余剰分(不足分)」は原則として金銭の形態で保有される費消可能な資源の蓄積を表します。

- ④ 資産評価差額 : 有価証券等の評価差額を表します。
- ⑤ 無償所管換等 : 無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表します。

□純資産変動計算書からわかること

令和6年度においては、純資産が一般会計等ベースで△5億4千2百万円減少し256億4千4百万円、全体会計ベースでは△5億6千6百万円減少し306億1千万円、連結会計ベースでは△5億8千5百万円減少し311億1百万円となっています。これを町民一人当たり換算すると一般会計等ベースで144万円、全体会計ベースで173万円、連結会計ベースで176万円となります。

◎資金収支計算書(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
【業務活動収支】 …①			
業務支出	7,755	11,834	15,048
業務費用支出	3,617	4,552	5,776
人件費支出	1,716	2,069	2,500
物件費等支出	1,783	2,111	2,798
支払利息支出	64	199	199
その他の支出	54	173	279
移転費用支出	4,138	7,282	9,273
補助金等支出	2,166	5,917	7,904
社会保障給付支出	1,339	1,339	1,339
他会計への繰出支出	604	—	—
その他の支出	28	26	30
業務収入	8,934	13,689	16,934
税金等収入	6,975	8,659	9,703
国県等補助金収入	1,678	4,046	5,169
使用料及び手数料収入	130	679	682
その他の収入	151	305	1,381
臨時支出	—	1	1
災害復旧事業費支出	—	—	—
その他の支出	—	1	1
臨時収入	—	0	0
業務活動収支	1,179	1,855	1,886
【投資活動収支】 …②			
投資活動支出	2,066	2,385	2,416
公共施設等整備費支出	1,397	1,959	1,962
基金積立金支出	401	423	451
投資及び出資金支出	265	—	—
貸付金支出	3	3	3
その他の支出	—	—	—
投資活動収入	592	749	751
国県等補助金収入	59	171	171
基金取崩収入	530	549	551
貸付金元金回収収入	3	3	3
資産売却収入	1	1	1
その他の収入	—	25	25
投資活動収支	△ 1,473	△ 1,637	△ 1,665
【財務活動収支】 …③			
財務活動支出	762	1,553	1,553
地方債等償還支出	730	1,521	1,521
その他の支出	31	31	31
財務活動収入	1,174	1,473	1,475
地方債等発行収入	1,174	1,473	1,473
その他の収入	—	—	2
財務活動収支	412	△ 80	△ 78
本年度資金収支額	118	139	143
前年度末資金残高	592	1,655	2,025
比例連結割合変更に伴う差額	—	—	△ 2
本年度末資金残高	710	1,794	2,165

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

□資金収支計算書とは？

1年間の資金の増減を①業務活動収支、②投資活動収支、③財務的収支に区分し残高を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| ① 業務活動収支 | ： 行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの |
| ② 投資活動収支 | ： 学校、公園、道路などの資産形成や投資、貸付金などの収入、支出など |
| ③ 財務活動収支 | ： 地方債、借入金などの収入、支出など |

□資金収支計算書からわかること

令和6年度において、資金が一般会計等ベースでは1億1千8百万円増加、全体会計ベースでは1億3千9百万円増加、連結会計ベースでは1億4千3百万円増加しております。その結果、期末資金残高はそれぞれ、7億1千万円（一般会計等）、17億9千4百万円（全体会計）、21億6千5百万円（連結会計）になります。

内訳を見ますと「業務活動収支」が11億7千9百万円（一般会計当）、18億5千5百万円（全体会計）、18億8千6百万円（連結会計）のプラス、「投資活動収支」がそれぞれ△14億7千3百万円（一般会計等）、△16億3千7百万円（全体会計）、△16億6千5百万円（連結会計）のマイナスとなっています。

地方債等借入関連を除いた収入と支出のつり合いを表す「業務・投資活動収支」（支払利息支出を除く業務活動収支と基金収支を除外した投資活動収支の合算）は、一般会計等ベースで△3億5千9百万円のマイナス、全体会計ベースで2億9千2百万円のプラス、連結会計ベースで3億1千9百万円のプラスとなりました。

また、「財務活動収支」が4億1千2百万円（一般会計等）のプラス、△8千万円（全体会計）、△7千8百万円（連結会計）のマイナスとなっています。

□4つの財務書類からわかること

I. 資産の状況・・・「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表す指標

1. 住民1人当たりの資産額〔資産合計／住民基本台帳人口〕

(一般会計等) 226万円 / (全体会計) 372万円 / (連結会計) 376万円

※令和7年1月1日現在の住民基本台帳 (17,708人) による

2. 歳入額対資産比率〔資産合計／歳入合計〕

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

(一般会計等) 3.55年分 / (全体会計) 3.75年分 / (連結会計) 3.14年分

3. 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

〔有形固定資産の減価償却累計額／取得価格等〕

有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行った結果として資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標で、100%に近いほど老朽化の程度が高いということになります。

(一般会計等) 61.7% / (全体会計) 50.8% / (連結会計) 50.8%

II. 資産と負債の比率・・・「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表す指標

1. 純資産比率〔純資産／総資産〕

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといわれています。総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合であるかを表しており、世代間の負担の割合を見ることが出来ます。

(一般会計等) 64.0% / (全体会計) 46.5% / (連結会計) 46.7%

2. 社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)

〔地方債合計－特例地方債／公共資産(有形固定資産＋無形固定資産)〕

社会資本の整備の結果を示す事業用資産とインフラ資産の形成コストを将来の負担となる公債などの負債でどれだけ負担したのかを表します。

この指標が高いほど将来の世代が負担すべき割合が高いことを表します。

尚、総務省の算定式において、地方財政の財源不足や減税に伴う減収等を補てんするために発行する特例的な地方債は除外されますが、その他の合併特例債等の一部交付税措置が予定されるものが多く含まれており、実際の比率は現在の値より低いと言えます。

(一般会計等) 27.9%

Ⅲ. 負債の状況・・・「財政に持続可能性があるか(どのくらい借入があるか)」を表す指標

1 住民1人当たりの負債額〔負債合計／住民基本台帳人口〕

(一般会計等) 82万円 / (全体会計) 199万円 / (連結会計) 200万円

※令和7年1月1日現在の住民基本台帳 (17,708人) による

※財政健全化指標より

2 実質的な将来負担額 = 将来負担額(地方債の現在高+債務負担行為+退職手当負担見込額等) - 充当可能財源(充当可能特定歳入+基準財政需要額算入見込額)

将来の負担額から、充当可能財源の見込額を差し引いた将来負担額を求めることで、より実質的な将来負担額を見ることが出来ます。

(全体会計) 24億3千9百万円

住民1人当たりの負債額〔実質的な将来負担額／住民基本台帳人口〕

(全体会計) 13万7千7百円

Ⅳ. 行政コストの状況・・・「行政サービスは効率的に提供されているか」を表す指標

● 住民一人当たり行政コスト〔各行政コスト／住民基本台帳人口〕

	(一般会計等)	(全体会計)	(連結会計)
住民一人当たり純経常行政コスト	52万円 /	78万円 /	90万円
住民一人当たり純行政コスト	52万円 /	78万円 /	90万円
住民一人当たり人件費	10万円 /	12万円 /	14万円
住民一人当たり減価償却費	10万円 /	16万円 /	16万円
住民一人当たり補助金等	12万円 /	33万円 /	45万円

※令和7年1月1日現在の住民基本台帳 (17,708人) による

Ⅵ. 自律性・・・「歳入はどのくらい税収等で賄われているか(受益者負担の水準はどうなっているか)」を表す指標

● 受益者負担の割合〔経常収益／経常費用〕

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

(一般会計等) 2.9% / (全体会計) 6.6% / (連結会計) 11.5%

用語解説

- 1 貸借対照表
 - (1) 事業用資産 公共サービスに供されている資産で、インフラ資産、物品以外の資産（例：学校、公営住宅等）
 - (2) インフラ資産 道路、上下水道等の社会基盤となる資産
 - (3) 無形固定資産 ソフトウェア、地上権等
 - (4) 投資その他の資産 有価証券、外郭団体への出資金、出えん金、基金、積立金など
 - (5) 長期延滞債権 1年を超えて回収されていない未収金等の収入未済額
 - (6) 徴収不能引当金 徴収不能のおそれのある債権見込み額
 - (7) 未収金 税や使用料などの未収金
 - (8) 地方債等 町が資産形成する時などに発行する公債等
 - (9) 預り金 職員給与等から控除した税金及び社会保険料、契約保証金等
- 2 行政コスト計算書
 - (1) 経常費用 毎年度継続的に発生する費用
 - (2) 社会保障給付 扶助費（生活保護、児童手当等）など
 - (3) 他会計への繰出金 特別会計への繰出金など
- 3 純資産変動計算書
 - (1) 期首純資産残高 前年度末の純資産額
- 4 資金収支計算書
 - (1) 投資及び出資金支出 有価証券および外郭団体等への出資にかかる支出
 - (2) 地方債等償還支出 公債や借入金の元本償還にかかる支出

報告第 8 号

令和 7 年度

城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書

(令和 6 年度分対象)

城里町教育委員会

令和6年度教育行政に関する第2次城里町総合計画施策の体系

〈基本構想〉

【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

- 施策1 城里町の発展を牽引する人を育てる教育の促進
- 施策2 確かな学力と自ら考える力の育成
- 施策3 豊かな人間性と社会性の育成
- 施策4 健康な身体と体力の育成
- 施策5 特別支援教育の充実
- 施策6 質の高い幼児教育の推進

安心して学べる教育環境の整備

- 施策1 教職員の資質・能力の向上
- 施策2 学習環境の整備
- 施策3 家庭・地域の教育力の向上
- 施策4 学校と地域の連携・協働の推進
- 施策5 教育へのアクセス（受けやすさ）の向上

生涯にわたって学べる環境の整備

- 施策1 生涯学習の充実
- 施策2 生涯スポーツの充実
- 施策3 生涯学習施設の有効な活用
- 施策4 多様な学びの場の確保

郷土の文化の継承と文化財の保護

- 施策1 地域文化の伝承
- 施策2 文化財の保護とPR

総合計画・教育振興基本計画に基づく基本方針と施策の方向

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

【基本方針】

確かな学力定着や個性を引き出す多様な教育の機会の提供に努め、これからの社会を生き抜く力を身につける教育を目指していきます。

また、ふるさとを愛する心を育み、地域を支えていく人材を育てていきます。

【施策の方向】

(1) 城里町の発展を牽引する人を育てる教育の推進

城里町教育大綱（教育の基本理念）の町民への周知に努めるとともに、児童生徒が、郷土愛を育み、ふるさとに誇りを持ち、地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進します。

児童生徒が社会や世界との接点を持つことで、自らの可能性を広げること、ふるさとの魅力を再認識することを目指して、さまざまな職業に触れるキャリア教育やグローバル化に対応した英語学習、現代社会が抱える課題を学ぶ総合学習など多様な教育機会の提供に努めます。

(2) 確かな学力と自ら考える力の育成

反復学習により習得した学習習慣や基礎的・基本的な学力を土台に、思考力・判断力・表現力を育む指導の充実を図ります。

コンピュータ等を活用した能動的な学習や、子ども同士による学び合いをはじめとする双方向型の授業を積極的に推進し、児童生徒が主体性を持ち、多様な人々と協働して課題を解決する力を育てます。

小学校から中学校への円滑な教育の継続を目指し、小・中学校が連携して、義務教育期間を通し子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた学習指導や生徒指導に取り組みます。

(3) 豊かな人間性と社会性の育成

少人数学級の強みを活かした教職員と児童生徒との密なコミュニケーションにより、自己肯定感・自己有用感の醸成を図るとともに、児童生徒一人ひとりの状況の把握に努め、いじめや暴力を未然に防ぐ生徒指導の充実を図ります。また、相談を必要とする児童生徒が適切な相談を受けることができるような体制を整備します。

児童生徒が学級や学校を超えて交流する機会として、他校との交流や地域と

の交流をはじめとする校外活動を積極的に進め、コミュニケーション能力や豊かな心の育成に努めます。

児童生徒の学年の段階に応じた道徳教育や人権教育の指導に努めます。

(4) 健康な身体と体力の育成

健やかな心身の発育・発達や健康的な生活習慣の定着の大切さへの理解を促す学校保健学習の指導を行います。

体育の授業においては、運動を通じ児童生徒の体力の維持・向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しめるよう様々な運動に触れる機会の提供に努めます。

児童生徒の正しい食習慣の定着や食を大切にする意識の育成を図るとともに、地産地消を取り入れた、安全で美味しい学校給食の提供を推進します。

(5) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立の能力と態度を育成する指導に努めます。

また、校内のバリアフリー化等の教育環境の整備や特別支援教育への理解の促進などを進め、特別な支援が必要な児童生徒への支援や対応の拡充を図ります。

(6) 質の高い幼児教育の推進

遊びや生活を通じて学びの基礎となる好奇心や探究心の育成や基本的な生活習慣の育成や規範意識の定着を図る幼児教育の充実に努めます。また、幼児一人ひとりの発達に応じた指導を適切に行うことができるよう教職員の資質の向上を図ります。

子どもたちが認定こども園等から小学校へと円滑に移行できるよう、各施設の指導者が連携し、幼児・児童に関する情報交換や、幼児期の教育と義務教育の相互理解の構築を推進します。

安心して学べる教育環境の整備

【基本方針】

質の高い教育を指導する教職員の資質・能力の向上や、児童生徒の学習意欲を高める安全な学習環境の維持・向上に努めます。

学校・地域・家庭の連携の強化並びに家庭教育や地域での教育力の向上を図り、地域の学びの拠点となる、開かれた学校を中心とした総合的な教育環境の整備を図ります。

【施策の方向】

(1) 教職員の資質・能力の向上

児童生徒の確かな学力の修得を目指し、指導する教職員の資質・能力を向上させるため、研修や教育研究活動等を支援します。

教職員が意欲を持って勤務できるよう、身体だけでなく精神的疲労に対処するため、県の講習会への参加促進やカウンセリング等の相談窓口の紹介を行います。

(2) 学習環境の整備

児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時の避難場所にも利用される学校施設の老朽化対策を推進し、施設の安全の確保に努めます。また、今後の少子化に伴い、小中学校の適正規模や適正配置等を検討します。

学校教材の充実や情報通信技術（ICT）利活用のための基盤の整備、遠隔授業やデジタル教材といったオンライン学習のための環境整備など、児童生徒の学習環境の向上にも努めます。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級の開催など家庭教育に関する学習の機会の提供に努めます。また、青少年や家庭が抱える問題に対処するため、地域に相談員を配置し相談体制を確保します。

地域における子どもたちの居場所や学びの場づくりを進めるため、子どもが参加できる地域行事や高校生会などの活動の活性化を促進するとともに、子どもたちが交流し安心できる新たな居場所についても検討を進めます。

地域のパトロールや登下校時の見守りなどボランティア活動への地域住民の参加を促し、学校、家庭、地域が連携し児童生徒の健全な育成を図ります。

(4) 学校と地域の連携・協働の推進

学校と家庭や地域社会が相互に連携・協力した学校教育の実現を目指して、学校のホームページ等を活用した保護者や地域住民に対する情報発信を積極的に進めるとともに、コミュニティ・スクール制度を取り入れ、幅広く意見や助言を求め、地域に開かれた学校づくりや学校運営の工夫や改善を進めます。

子どもたちの放課後等の安全な居場所を確保するため、放課後子ども教室や長期休みの期間中の学習を支援する校外学習などの拡充も検討します。

地域の人材を活用した総合的な学習の時間や職業体験などのキャリア教育を実施します。また、地域の自然や資源を活かした学習・体験講座を実施し、週末等を有効に過ごす機会を提供します。

(5) 教育へのアクセス（受けやすさ）の向上

遠距離通学の負担を軽減するため、スクールバスの運行や、町外へ通学する高校生に対する路線バス・鉄道の利用にかかる交通費の補助を行います。

家庭環境の要因により、経済的理由で就学困難となっている家庭の児童生徒に学用品・修学旅行費・学校給食費等の援助を行います。また、意欲と能力がありながら経済的理由により、高校や大学への就学が困難な生徒・学生に対しては、学資の貸与や独自の奨学金制度の検討などの支援を図ります。

生涯にわたって学べる環境の整備

【基本方針】

すべての町民が、いつでも、どこでも、誰でも、楽しく参加できる生涯学習・生涯スポーツのまちづくりを目指して、施設の効率的な運営やサービスの向上、魅力的なプログラムの開発や人材の育成などの環境の整備を推進します。

【施策の方向】

(1) 生涯学習の充実

町民が主体となり、生涯にわたって質の高い学びを進めていけるように、社会教育諸団体、町民会議などの活動運営に対する支援を行うとともに、あらゆる世代の多様な学びの場の提供を図ります。

コミュニティセンター城里では、ホールを活用して音楽や舞台芸術などにふれる機会を確保します。各公民館においては、多彩な講座や教室のメニューを提供するとともに、その受講生や自主的に活動を行う団体が、日頃の活動の成果を発表する場となる展示イベントを開催します。

町民の中から掘り起こした各分野の優れた人材や、生涯学習講座やサークル活動で習得した技能を持つ人材の登録制度の導入などを検討します。

(2) 生涯スポーツの充実

スポーツ協会やスポーツ少年団などの生涯スポーツ活動団体の育成・支援を推進するとともに、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体の指導者等の養成・支援に努めます。

町民の健康維持・増進や体力づくりのために、マラソン大会等のスポーツ行事を開催します。また、町内に七会町民センター「アツマーレ」等の施設があることを活かして、町民のスポーツへの関心を高めるとともに、専門的な知見に基づいた高齢者や障害者に対する効果的な体操プログラムの提供などの取組も検討します。

町ホームページや広報紙などを活用し、スポーツに関する幅広い情報提供を

行い、町民スポーツの普及に努めます。

(3) 生涯学習施設の有効な活用

生涯学習施設や社会体育施設は、町民の生涯学習・生涯スポーツ活動の拠点として、誰もが利用しやすい施設を目指して、部屋の貸出や予約、講座の受付などの運営改善を進めます。

利用者の安全性や利便性を確保するため、各施設の保守点検を行い適切な維持管理を図ります。また、利用が少ない施設や老朽化した施設などについては、窓口サービスや使用料の見直し、今後の改修や維持・管理の方法などについて検討します。

公民館では、各地域のニーズや実態を把握し、公民館機能の有効利用を図り、地域に密着した公民館運営を推進します。また、地域活動の拠点としての充実を図ります。

図書館では、町民の文化、教養、生活の向上に寄与する生涯学習施設として、資料の充実と提供に努めます。また、限られた資源を有効に活用するとともに、読書のさまざまな魅力や価値を伝えるため、コミュニティセンター・城里、学校図書室との連携なども検討します。

(4) 多様な学びの場の確保

少子高齢化や人生100年時代への対応した多様な学びの場の確保を推進します。今後発生が予想される「働きながら学びたい」「遠くの施設まで通えない」等の多様なニーズに応えるため、オンラインでの講座の開催や高齢者等を対象にしたスマートフォン講座の開催、こうした活動を行う団体への支援などを検討します。

地域においては、3世代交流事業や子ども会活動への支援を行います。

郷土の文化の継承と文化財の保護

【基本方針】

地域への誇りや愛着の源となる郷土芸能や地域文化を長く後世に受け継いでいくため、保存活動への支援や町民への周知を図ります。

地域の歴史・文化を掘り起こし、有形・無形文化財への登録等により積極的な保護・保全や町内外へのPRを図ります。

【施策の方向】

(1) 地域文化の伝承

古内大杉ばやしや八木節源太おどりなどに代表される各地区の郷土芸能の継承と保存活動を支援します。

町内外の各種イベントなどでこうした郷土芸能を発表する場を設け、活動の継続や周知の後押しを図るとともに、自分が住んでいる地区以外の活動に触れ・交流する機会として、複数の団体が一堂に会して発表する場を設けることも検討します。また、担い手の高齢化や会員の減少に対応するため、映像等による記録の作成や、これらを活用した学校教育での保存・継承活動の展開、町内外への映像の配信なども検討します。

黒澤止幾など町の歴史上の偉人や地域に残る伝統工芸などについて、資料等を活用し積極的に周知を図り、観光と連携し地域振興に積極的に活用していきます。

(2) 文化財の保護とPR

町内にある文化資源の調査・収集を進め、貴重な文化財の保護・保存に努めます。また、町の重要な文化財を町文化財として指定し、長く後世に引き継いでいきます。

埋蔵文化財分布地図や文化財ガイド、案内看板などの各種媒体を活用し、地域の歴史を町内外に向けて周知するとともに、歴史の掘り起こしや周知を通じた地域の活性化を図ります。特に、調査が完了した頓（徳）化原古墳については、案内看板の設置や史跡公園としての整備を検討します。

教育委員会の主要事務事業評価シート（令和6年度対象）

I ともに社会を生き抜く力を身につける教育

- 施策1 ALT(外国語指導助手)設置事業
- 施策2 TT非常勤講師配置事業
- 施策3 適応指導事業(うぐいすのひろば)
- 施策3 ふれあいの船事業
- 施策5 特別支援教育就学奨励費事業

II 安心して学べる教育環境の整備

- 施策5 就学支援事業

III 生涯にわたって学べる環境の整備

- 施策1 花いっぱい運動事業
- 施策1 令和7年はたちの集い式典事業
- 施策1 青少年育成城里町民会議
- 施策1 コミュニティセンター城里自主事業
- 施策2 城里町マラソン大会

IV 郷土の文化の継承と文化財の保護

- 施策1 地域文化の伝承
- 施策2 文化財の保護とPR(文化財保護事業)

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育		施策1	
事業名	ALT（外国語指導助手）設置事業		城里町の発展を牽引する人を育てる教育の促進（国際理解教育の推進）	
事業の目的	小学校段階からの英語活動を通じたコミュニケーション能力の向上と中学校英語教育を充実させる。また英語教員の英語力の向上と授業の充実を図る。			
事業の内容・効果	4人のALTを小中学校に派遣し、中学校においては英語科教育の充実を、小学校においては、外国語活動及び国際理解教育の充実を図る。 児童生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の向上に寄与した。 町単独契約（4人） 週35時間勤務 （事業開始：平成23年度）			
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	14,152千円
	項	教育総務費	執行済額	14,028千円
	目	事務局費	予算執行率	99.2%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	教育委員会が外国人と直接雇用契約をしている。 国際化がますます進展し、国際感覚、コミュニケーション能力が更に必要となっているため、更に事業の充実が必要である。		
有効性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	事業目的の達成に寄与している。 国際化が伸展して行く中、英語の活用能力の向上には大いに有効である。		
効率性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	4人のALTを、各学校の時間割に合わせ、分散して配置しており、効率的に行われている。		
R4年度 決算額	13,428千円	外部評価委員会の意見 ALTと小中学校教員及び各学校教員間の連携を図りながら効果ある指導に努め、人員確保のみでなく人材確保にも力点を置き、事業の継続に努められたい。 また、ICT環境が整備されてきているので、教員と連携を図りながら、タブレット端末を活用した学習に取り組んでいただきたい。		
R5年度 決算額	13,094千円			
R6年度 決算額	14,028千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育		施策2	
事業名	TT非常勤講師配置事業		確かな学力と自ら考える力の育成 (確かな学力の定着)	
事業の目的	補助教員を配置して、学習態度や生活習慣をしっかり身につけさせ、児童生徒の基礎学力の向上を図りスムーズな学校生活を送れるようにする。			
事業の内容・効果	各小中学校に補助教員を配置して、複数の教員で学習指導や生活指導を行うことにより、児童生徒の学力の向上及び生活習慣の習得に寄与できた。 各小中学校に配置 (9人) 小学校 計7人 週25時間 中学校 計2人 週20時間			
予算科目	款	教育費	予算現額 (千円)	18,099 千円
	項	教育総務費	執行済額	17,522 千円
	目	事務局費	予算執行率	96.9%
評価項目	評価	理由		
妥当性	高 4 3 2 1 ■ □ □ □ 低	町単独事業である。 複数の教員で対応することにより、きめ細かな学習指導を行うことができる。		
有効性	高 4 3 2 1 ■ □ □ □ 低	担任とTTによる指導法の工夫ができ、教育効果の向上に寄与している。学習の理解度や児童の特性にも配慮している。		
効率性	高 4 3 2 1 ■ □ □ □ 低	基礎学力の向上を図るために、複数の教員による学習指導は効率的である。		
R4年度 決算額	17,308 千円	外部評価委員会の意見 小中学校教員とTT講師との協調関係を図り、より効率性を高めて、今後も事業の継続に努められたい。 小学校においては、学年にかかわらず各校の児童の状況に配慮して配置し、成果をあげているので継続されたい。		
R5年度 決算額	17,769 千円			
R6年度 決算額	17,522 千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育		施策3													
事業名	適応指導事業		豊かな人間性と社会性の育成 (いじめや不登校への対応)													
事業の目的	心理的要因や他の理由等で学校に登校できない児童生徒に、指導員が適応指導を行い、学校復帰に向けて支援を行う。															
事業の内容・効果	<p>適応指導事業として「うぐいすのひろば」を設置し、不登校の児童生徒の基礎学力の補充、集団への適応、基本的な生活習慣の改善等の指導を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>通級(週1日以上)</td> <td>3人</td> <td>(小3、小5、中3)</td> </tr> <tr> <td>通級(週1日未満)</td> <td>7人</td> <td>(小5③、中1、中2②、中3)</td> </tr> <tr> <td>学校復帰(含一次的)</td> <td>6人</td> <td>(小3、小5、中1、中2②、中3)</td> </tr> <tr> <td>(内継続的復帰)</td> <td>4人</td> <td>(小5、中1、中2②)</td> </tr> </table>				通級(週1日以上)	3人	(小3、小5、中3)	通級(週1日未満)	7人	(小5③、中1、中2②、中3)	学校復帰(含一次的)	6人	(小3、小5、中1、中2②、中3)	(内継続的復帰)	4人	(小5、中1、中2②)
通級(週1日以上)	3人	(小3、小5、中3)														
通級(週1日未満)	7人	(小5③、中1、中2②、中3)														
学校復帰(含一次的)	6人	(小3、小5、中1、中2②、中3)														
(内継続的復帰)	4人	(小5、中1、中2②)														
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	6,551千円												
	項	教育総務費	執行済額	6,070千円												
	目	事務局費	予算執行率	92.7%												
評価項目	評価	理由														
妥当性	<table border="0"> <tr> <td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>高</td><td>■</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>低</td> </tr> </table>	4	3	2	1	高	■	□	□	□	低	教育委員会の事業への関与は妥当である。				
4	3	2	1													
高	■	□	□	□	低											
有効性	<table border="0"> <tr> <td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>高</td><td>■</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>低</td> </tr> </table>	4	3	2	1	高	■	□	□	□	低	対象者にとっては必要な事業であり、成果を挙げているため有効である。				
4	3	2	1													
高	■	□	□	□	低											
効率性	<table border="0"> <tr> <td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>高</td><td>■</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>低</td> </tr> </table>	4	3	2	1	高	■	□	□	□	低	指導員を適切に配置し、利用者に対応している。 校内フリースクールとの連携は、学校・学級・集団復帰のプラス要因になる。				
4	3	2	1													
高	■	□	□	□	低											
R4年度 決算額	5,514千円	<p>外部評価委員会の意見</p> <p>「うぐいすのひろば」について、広報しろさととの各種相談案内への毎月掲載や、教育委員会ホームページでの紹介等は、今後も続けてほしい。</p> <p>不登校の児童生徒が「うぐいすのひろば」に通級することは、学校・学級・集団復帰のきっかけや引きこもりの回避に繋がるので、今後も継続してほしい。</p>														
R5年度 決算額	5,812千円															
R6年度 決算額	6,077千円															

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育		施策3	
事業名	ふれあいの船事業		豊かな人間性と社会性の育成 (コミュニケーション能力の育成)	
事業の目的	北海道の雄大な自然の中での集団活動をとおして、相互の心のふれあいや自然とのふれあいを深めるとともに、学校生活では得られない貴重な体験を会得して、心身ともに調和のある人間形成を図ることを目的とする。			
事業の内容・効果	町内の小学校6年生を対象に、フェリーを活用した洋上活動と北海道での自然体験など、4泊5日の体験学習を実施した。他校の児童との交流や普段とは違った環境での体験により、心身の成長を得られた。 対象児童 120人 参加児童 105人 (事業開始：平成18年度)			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	11,567千円
	項	社会教育費	執行済額	11,180千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	96.7%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		事業の目的達成に貢献しており妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		人間形成を図る目標の達成に寄与できる。	
効率性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		行程や事業費を見直し、最小限の個人負担金で事業を実施した。	
R4年度 決算額	6,095千円		外部評価委員会の意見 今後は児童数の減少、保護者の希望等を考慮し、児童のためになる内容となるよう段階的な検討を望みたい。 また、総事業費の高騰なども懸念され、事業内容の見直し等協議・検討し、適切な対応により保護者の負担増を極力抑えることも望みたい。	
R5年度 決算額	8,731千円			
R6年度 決算額	11,810千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育			施策5
事業名	特別支援教育就学奨励費事業			特別支援教育の充実 (豊かな心と健やかな体の創造)
事業の目的	特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援教育の振興を図る。			
事業の内容・効果	特別支援学級へ就学する児童生徒及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に、学用品費等の支給を行い、特別支援学級への就学の充実を図った。 該当児童生徒 30人 (事業開始：平成31年度)			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	1,447千円
	項	小学校費・中学校費	執行済額	586千円
	目	教育振興費	予算執行率	40.5%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	目標は達成している。 対象の削減はできない。		
効率性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	城里町教育支援委員会において、特別な配慮を要する児童生徒について調査審議し、決定している。		
R4年度 決算額	533千円	外部評価委員会の意見 事業の目的も適正であり、その効果も大いに期待できる。 国庫補助事業に対応する事業であり、今後も継続事業とされたい。		
R5年度 決算額	423千円			
R6年度 決算額	586千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	安心して学べる教育環境の整備	施策5 教育へのアクセス（受けやすさ）の向上 （豊かな心と健やかな体の創造）		
事業名	就学支援事業			
事業の目的	経済的な理由で児童生徒の就学が困難な場合に、学校で必要な経費の一部を援助する。			
事業の内容・効果	生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる程度困窮すると認められる世帯等の児童生徒の保護者に、学用品費等の援助を行い児童の教育環境を整えた。 要保護児童生徒6人、準要保護児童生徒69人、事前支給9人			
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	5,913千円
	項	小学校費・中学校費	執行済額	4,501千円
	目	教育振興費	予算執行率	76.1%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	目標は達成している。 対象の削減はできない。		
効率性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低	認定要件の緩和が図られ、対象者が広がった。 事務の効率も図られた。		
R4年度 決算額	5,147千円	外部評価委員会の意見 一人親世帯や低所得世帯など経済的支援を必要とする家庭は一定数あるので、児童生徒の教育環境を維持するため今後も継続事業とされたい。		
R5年度 決算額	5,039千円			
R6年度 決算額	4,501千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
 基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備			施策1
事業名	花いっぱい運動事業			生涯学習の充実 (活力あるまちづくり活動の推進)
事業の目的	地域住民及び児童生徒の環境美化に対する関心・意欲を高めるとともに、きれいな地域づくりを促進する。 参加23団体 努力賞 上限1万円 優秀賞 2万円(学校2、地域4) 最優秀賞 3万円(学校1、地域2)			
事業の内容・効果	花いっぱい運動で、すばらしい成果を上げている地域・学校を表彰し、地域住民及び児童生徒の環境美化に対する関心・意欲を高められた。			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	370千円
	項	社会教育費	執行済額	350千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	94.6%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		環境美化を地域ぐるみで推進するための事業で対応、関与は必要である。	
有効性	4 3 2 1 高 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		優秀団体を表彰することにより関心・意欲を高めているので有効であるが、取組みに地域差はある。	
効率性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		全参加団体に対して一定の報償金を支出して事業が実施されており効果的であった。	
R4年度 決算額	370千円		外部評価委員会の意見 地域住民の意識を啓発し、環境美化を目指したまちづくりとしての事業を望みたい。	
R5年度 決算額	350千円			
R6年度 決算額	350千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策1	
事業名	令和7年はたちの集い式典事業		生涯学習の充実 (青少年の健全育成)	
事業の目的	20歳を迎えた青年の新たな門出を祝福し激励するとともに、社会からの信頼と期待に応えられる社会人になるための自覚と認識を促進する。			
事業の内容・効果	<p>城里町立中学校の卒業生及び城里町に住所を有する者で、20歳に達した青年男女に対し、感染症対策を施して、はたちの集いを開催した。</p> <p>行政のみの運営ではなく、対象者から実行委員を募集して組織し、式典までの打合せでは、リモートでの参加を初めて採用し、評価・実践に参加してもらった。</p> <p>大人としての自覚と意識の高揚が高められた。</p> <p>対象者 149人 参加者 122人 参加率 81.9%</p>			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	519千円
	項	社会教育費	執行済額	451千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	86.9%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		実行委員(対象者)と協働し、事業の目的達成に貢献して妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		対象者が自分の生まれ育った郷土のすばらしさを再認識するとともに、大人としての自覚と認識がなされ有効であった。	
効率性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		対象・負担とも適切である。	
R4年度 決算額	510千円		外部評価委員会の意見 対象者から実行委員を募って式典を行っているが、地元を離れている者が大半であり、毎年、実行委員の応募に苦慮している現状がある。令和6年度は、式典までの実行委員会の打合せで、リモートでの取組を初めて採用するなど、工夫が見られた。今後も良い方法を検討し、事業の継続を望みたい。	
R5年度 決算額	442千円			
R6年度 決算額	451千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備			施策1
事業名	青少年育成城里町民会議事業			生涯学習の充実 (青少年の健全育成)
事業の目的	町民一体となって、次代を担う青少年の健全育成を図る。			
事業の内容・効果	町民会議では、明るく楽しい家庭づくりを推進するために、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。また、図画・作文コンクール事業を実施し、「家庭の日」の普及、啓発活動に努めた。			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	990千円
	項	社会教育費	執行済額	990千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	100.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		子どもから見た家庭の団らん等、家庭生活を題材に作品を募集することによって、「家庭の日」に対する意識の高揚が図られ、有効な手段である。	
有効性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		図画や作文を展示することにより、町民に家庭の果たす役割の重要性を認識させ、家族や親子のふれあいを深める良い機会となった。	
効率性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		優先順位はなく公平である。	
R4年度 決算額	990千円		外部評価委員会の意見 青少年育成城里町民会議については、県民会議の傘下に組織されている関係もあり、今後も継続して事業を実施されたい。 さらに、今後は地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る取り組みを検討されたい。	
R5年度 決算額	990千円			
R6年度 決算額	990千円			

令和6年度事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策1	
事業名	コミュニティセンター城里自主事業		生涯学習の充実 (芸術・文化事業の開催)	
事業の目的	コンサート等の公演を開催し、芸術・文化を鑑賞する機会を町民に提供することで、芸術文化の高揚に努める。			
事業の内容・効果	コミュニティセンターのホールにおいて、令和7年3月に「オペレッタ ブレーメンの音楽隊」を開催した。 また、共催事業として城里町誕生20周年式典を行った。 来場者数 120人(未入場7人) 売上額 290,000円(1席3,000円×売上枚数85枚) (1席小学生以下1,000円×売上枚数35枚)			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	5,500千円
	項	社会教育費	執行済額	5,498千円
	目	コミュニティセンター費	予算執行率	99.9%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	町民の芸術文化に対する意識の高揚に寄与しているため、今後も開催を計画することが望ましい。		
有効性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	身近な場所で、芸術文化に触れあう機会を提供でき、有効であった。		
効率性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	歳入の面を見れば、座席数600席の収入で多くは望めないが、上記の有効性を考慮すれば、事業の効果はあった。		
R4年度 決算額	5,460千円	外部評価委員会の意見 事業の特性から、集客数のみで事業の評価を行うことは適切ではないと思われる。町が実施していることを鑑み、町民の各世代にあった芸術・文化の場を計画的に提供したことは、有効であった。 今後も様々な芸術・文化に触れる企画を、教育委員会の関連事業との連携を図りながら推進されたい。		
R5年度 決算額	5,154千円			
R6年度 決算額	5,498千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
 基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策2	
事業名	城里町マラソン大会		生涯スポーツの充実	
事業の目的	町民の健康維持と体力づくり、並びに児童生徒の体力向上を目的とし、マラソン大会を開催する。			
事業の内容・効果	<p>上記目的を達成することとともに、今回は開催第20回目の記念大会でもあることから、城里町に在住・在学・在勤する小中学生、一般人（高校生以上）を対象に、当初実施していた常北中学校及び周辺道路に会場を移し大会を開催した。</p> <p>参加者計 304人 内訳) 小学生 175人 中学生 93人 一般 36人</p>			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	1,478千円
	項	保健体育費	執行済額	1,220千円
	目	保健体育総務費	予算執行率	82.5%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		事業目的達成に貢献している。	
有効性	4 3 2 1 高 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		町民の体力増進、児童・生徒の体力向上に寄与できる。	
効率性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		対象・負担とも適切である。実施方法も工夫され、スムーズな運営がなされた。	
R4年度決算額	991千円		外部評価委員会の意見 会場を常北中学校周辺にし、参加者、保護者関係者が参加しやすい環境を整えたが、参加者が減少しているため、実施に際し内容等の改善、町民へのさらなる周知が必要と思われる。 町民の体力増進、児童生徒の体力向上に係る事業として有効であるため、今後も工夫を重ね継続されたい。	
R5年度決算額	1,233千円			
R6年度決算額	1,220千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	郷土の文化の継承と文化財の保護		施策1 地域文化の伝承	
事業名	文化財保護事業（地域文化の伝承）		施策2 文化財の保護とPR	
事業の目的	地域住民により長く伝承され、地域に根ざした郷土民俗芸能の保存・継承活動の助成			
事業の内容・効果	町指定無形民俗文化財の保存団体である古内大杉ばやし保存会と下赤沢民俗芸能保存会（文化財名「八木節源太おどり」）が運営事業補助金の交付対象で、活動のあった古内大杉ばやし保存会に補助金を交付した。			
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	102千円
	項	社会教育費	執行済額	51千円
	目	文化財保護費	予算執行率	50.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		町の無形文化財として指定されている保存団体を対象としていることから、助成対象とすることは妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		運営事業補助金は、保存団体の活動支援として有効である。	
効率性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		補助金は、保存団体の活動のうち団体が必要な内容に優先的に使用できるため、事業目的に対し一定の効率性は確保できる。	
R4年度 決算額	0千円		外部評価委員会の意見 地域文化の伝承事業として有効である。 保存会として指導者、演者等の育成にも配慮し、町内外への発表など啓発に力を入れるとともに、他の民俗芸能の発掘にも努めてほしい。	
R5年度 決算額	51千円			
R6年度 決算額	51千円			

令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
 基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	郷土の文化の継承と文化財の保護		施策2	
事業名	文化財保護事業(文化財保護とPR)		文化財の保護とPR	
事業の目的	文化財の保護・保存と国民の文化的向上を目的とする文化財保護法に則り、有形・無形・埋蔵文化財の保護、保全を行う。			
事業の内容・効果	指定文化財をはじめとする町文化財について協議するために文化財保護審議会を運営し、その結果に従って必要な措置を行った。令和6年度は、町が所有する文化財敷地等の管理を行った。			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	2,434千円
	項	社会教育費	執行済額	1,908千円
	目	文化財保護費	予算執行率	78.4%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		指定文化財の保護保全について必要な措置を行った。埋蔵文化財包蔵地について、必要な手続きを実施し県に進達した。いずれも事業目的に対し実施は妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		事業目的に対し、実施内容は有効である。	
効率性	4 3 2 1 高 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 低		文化財保護については長期的な取り組みが必要であり、必要な対応を適宜行っている。	
R4年度 決算額	1,975千円		外部評価委員会の意見 町の有形、無形、地域の歴史、文化を語り継いでいくことは自治体の役目である。今後も埋蔵文化財の保護と活用、PRに努められたい。 ただし、保護事業・予算措置については長期的視野で計画的な執行に配慮されたい。	
R5年度 決算額	2,747千円			
R6年度 決算額	1,908千円			

教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議の開催回数

定例会	12回
臨時会	1回

(2) 教育委員会定例会及び臨時会での議案等の件数

総件数	69件
議案	55件
承認	5件
報告	9件
要望	0件
選挙及び指定	0件

(3) 会議録の作成方法

要旨の筆記

(4) 教育委員会定例会及び臨時会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可承認申請について ・城里町学校運営協議会の設置並びに学校運営協議会委員の任命について ・町指定文化財の指定申請について ・学区外就学許可承諾申請について ・令和6年度教育委員会会計年度任用職員の任用について
5月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可承認について ・区域外就学許可承認申請について ・城里町学校運営協議会委員の定数変更及び任命について ・城里町ふれあいの船事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について ・城里町みどりの文化財登録要項に制定について ・城里町みどりの文化財の登録について ・令和6年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

月	審 議 内 容
6月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の交付額の決定について ・令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定について ・令和6年度特別支援教育就学奨励費の交付決定について ・城里町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について ・城里町図書館協議会委員の委嘱について ・城里町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について ・コミュニティセンター城里運営委員会委員の委嘱について ・城里町教育支援委員会委員の委嘱について ・城里町学校運営協議会委員定数の変更並びに学校運営協議会委員の任命について
7月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度小中学校において使用する教科用図書並びに小中学校特別支援学級(知的障害)において使用する教科用図書の採択について ・学区外就学許可承認申請について ・令和6年度準要保護児童生徒の追加認定について ・城里町地域クラブ活動推進協議会委員の委嘱について
8月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可承認申請について ・区域外就学許可承認申請について ・水戸桜ノ牧高校常北校の生徒等に対する給食提供事業実施要綱の制定について ・令和6年度準要保護児童生徒の追加認定について ・令和6年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
9月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可承認申請について ・区域外就学許可承認申請について ・地域学校協働活動推進員の委嘱について ・学区外就学許可承諾申請について
10月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について ・令和6年度特別支援教育就学奨励費の追加交付決定について
11月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可承認申請について ・区域外就学許可承認申請について ・城里町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について ・令和6年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
12月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可承認申請について ・区域外就学許可承認申請について

月	審 議 内 容
1 2 月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城里町ふれあいの船事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
1 月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域外就学許可承認申請について ・ 城里町通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示について ・ 城里町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則について ・ 城里町学校統合支援非常勤講師取扱要綱の一部を改正する訓令について ・ 令和 6 年度特別支援教育就学奨励費の追加交付決定について ・ 令和 7 年度小中学校入学予定者の学齢簿等について ・ 学区外就学許可承認申請（継続分）について
2 月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学区外就学許可承認申請について ・ 区域外就学許可承認申請について ・ 令和 7 年度新入学児童生徒学用品費事前支給に係る準要保護児童生徒の認定について ・ 城里町ふれあいの船事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について ・ 城里町ふれあいの船体験学習事業実施要綱の制定について ・ 城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金交付要綱の制定について ・ 城里町学校給食における食物アレルギー対応支援金交付要綱の制定について ・ 城里町教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて ・ 令和 7 年度学校生活支援員の配置について ・ 令和 6 年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和 5 年度分対象）
3 月 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域外就学許可承諾申請について ・ 令和 6 年度末、令和 7 年度始管理職人事内申について ・ 令和 6 年度末、令和 7 年度始管理職人事異動について
3 月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度城里町奨学生採否の決定について ・ 城里町行政組織の見直しに伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について ・ 城里町教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する告示について ・ 区域外就学許可承認申請について ・ 令和 6 年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について ・ 令和 7 年度城里町一般会計当初予算（教育委員会所管分）について

会議運営上の主な工夫

「議案等」以外に、教育長報告、その他の報告を加え、その時々にあった案件について協議を行った。

(5) 定例会及び臨時教育委員会以外の活動状況

- 4月 ・年度初めの辞令交付式
- 6月 ・城里町総合教育会議
- 10月 ・教育委員による学校訪問（1日目）
- 11月 ・城里町総合教育会議（第2回目）
- 1月 ・教育委員による学校訪問（2日目）
- 2月 ・城里町総合教育会議（第3回）
- 3月 ・年度末の辞令交付式

教育委員の研修会等

5月	茨城県市町村教育委員会連合会総会	(水戸市)
7月16日	東茨城郡教育委員会連絡協議会定期総会	(茨城町)
10月27日	東茨城郡教育委員会連絡協議会役員会	(茨城町)
11月26日	東茨城郡教育振興大会	(大洗町)
2月26日	新任教育長及び教育委員並びに新任職員研修会	

学校訪問	小学校5校 中学校2校
入学式・卒業式	小学校5校 中学校2校
運動会・体育祭	小学校5校 中学校2校
その他	町P連研修会、はたちの集い 花いっぱい運動審査会

○反省点

毎月25日に開催している定例会及び随時開催の臨時会は、ともに、城里町教育委員会会議規則に則り運営されている。

定例会については、毎月25日午前9時30分から開催と内部で決めているが、各委員の予定に合わせた25日前後の開催日になっている。

また、審議内容を深めるために、議案書を事前に各委員へ配付し、委員会内での意見の集約、統一を図ることに努めている。緊急の案件に対しては、必要に応じて臨時会を開催し、委員会としての意見の統一化を図っている。

今後も、公正公平な判断のもと、さらに委員会活動が活発になるように努めていきたい。

令和6年度教育長及び教育委員名簿

(令和6年4月1日現在)

職名	氏名	任期回数	当初任命日	現在の任期	女性委員	保護者
教育長	そえた さとし 添田 智	2	R 5. 4. 1	R 5. 7. 13 ~ R 8. 7. 12		
教育長 職務代理者	かすや しんいち 粕谷 眞一	1	R 5. 4. 1	R 5. 4. 1 ~ R 9. 3. 31		
委員	ながやま とおる 長山 透	1	R 3. 3. 25	R 3. 3. 25 ~ R 7. 3. 24		
委員	ひらつか しんいち 平塚 眞一	1	R 5. 4. 1	R 5. 4. 1 ~ R 8. 4. 22		○
委員	なかた ひろみ 仲田 弘見	1	R 6. 4. 1	R 6. 4. 1 ~ R10. 3. 31		

※長山委員は、議会において承認され、R7.3.25～R10.3.25 任期中で再任。

教育委員会外部評価委員の意見

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

A L T設置事業については、A L Tと小中学校教員及び各学校教員間の連携を図りながら効果ある指導に努め、人員確保のみでなく人材確保にも力点をおかれ継続されたい。加えて、英語圏を始めとした国々と日本との文化の違いを正しく理解したり考えたりできる教育環境づくりにも努められたい。

T T非常勤講師配置事業については、A L T設置事業と同様、学校関係職員との協調関係を図るとともに、各校の児童数や児童の特性に配慮して、学年にかかわらず配置するなどの工夫を今後も継続されたい。

また、学校のI C T環境が整備されてきているので、A L T設置事業・T T非常勤講師配置事業の各事業において、教員と連携を図りながら動画や音声などのデジタル教材を含めタブレット端末を活用した学習を引き続き推進していただきたい。

適応指導事業については、不登校になる児童生徒は増える傾向にあり、その要因も様々であることから、児童生徒一人一人の状況に合わせた対応が求められている。学校復帰のみを目標とせず、校内フリースクールとの連携を図りながら、児童生徒が家庭外で生活できる場所となるよう事業を継続されたい。

ふれあいの船事業については、児童の豊かな人間性や社会性の育成のために、フェリーを利用した洋上での宿泊を伴う事業を実施したことは大いに評価できる。今後も児童数の減少、保護者の希望等を考慮して、運営や参加体制の検討を望みたい。

特別支援教育就学奨励費事業については、発達障害など支援を必要とする児童が増える傾向にあり、国庫補助事業でもあるため継続事業とされたい。

安心して学べる教育環境の整備

就学支援事業については、一人親世帯や低所得世帯など経済的支援を必要とする家庭は一定数あるので、児童生徒の教育環境を維持するため支援項目の拡大を検討しつつ今後も継続事業とされたい。

生涯にわたって学べる環境の整備

花いっぱい運動事業については、地域住民の意識を啓発し、環境美化を目指したまちづくりとしての事業を望みたい。

はたちの集い式典事業については、実行委員の応募に毎年苦慮している現状が

あるようだが、対象者本人達が事業に関わることは有意義なことなので、良い方法を検討して、今後も事業の継続を望みたい。

青少年育成城里町民会議については、県民会議の傘下に組織されている関係もあり、継続事業であるが、県内には独立機関として実施しているところもあるので、将来的に検討してはどうか。

コミュニティセンター城里自主事業については、「オペレッタ ブレーメンの音楽隊」を開催するなど、町民が文化・芸術に触れるための事業が実施された。また、コミュニティセンター城里ホールの利用機会も増えており、今後も魅力ある企画を、教育委員会の関連事業との連携を図りながら推進されたい。

マラソン大会については、開催第20回目の記念大会でもあり、会場を常北中学校周辺で開催とした。参加者・応援者等のことを考え、町中心部において開催したことについて評価できる。町民の体力増進、児童生徒の体力向上を図れる有効な事業であるため、今後も、町民への啓発に努め、参加者を増やす方法を工夫されたい。

郷土の文化の継承と文化財の保護

地域に引き継がれている伝統文化・伝承事業として有効なものの存続や、町の財産である文化財の保護について計画的に予算化し、保存に努めるとともに、発表や公開の機会を増やすなどその活用とPRに努められたい。

各学校においては、「城里学ぶっく」の活用を通して、郷土理解や郷土愛を深めていただきたい。また、地域の人たちへの興味関心の喚起や啓発活動をお願いしたい。

【 総合意見 】

外部評価の対象となった13事務事業についての評価を基にして、各事業についての見直しと今後の効果的な運営に努められたい。

また、少子化に伴い、教育効果や地域住民の啓発について、他の機関との連携や開拓（新たな手法）を望むとともに、郷土文化の継承と文化財の保護についても教育委員会事業として創意工夫されたい。

文化財関係の予算については、限られた財源の中で長期的な計画の基、効率的な運営を推進されたい。

学校においては、児童生徒の学習環境に限らず校務においてもICT化が進んでいる状況にある。児童生徒がICT環境を十分に活用できるよう、教職員のICT環境の整備や研修を計画的に実施し、内容の充実を図っていただきたい。

教育委員会活動については、教育環境を十分に把握した上で、教育活動への支

援に力を注いで教育力の向上に努めていただきたい。また、認定こども園から小学校へと円滑に移行できるよう、学びの連続性を意識した指導内容・指導方法の在り方を検討していただきたい。さらに廃校施設の利活用についても、継続して有効利用を検討していただきたい。

令和6年度は、小中学校の児童生徒を対象とした学校教育に関する事業はもとより、社会教育事業全般の事業も数多く実施された。今後も引き続き、デジタル社会への移行等、社会の変化に対応しながら、子どもから大人まで、全ての世代が生涯にわたって学び、参加できる事業を推進していただきたい。

令和 8年 2月12日

外部評価委員 松崎 忍

外部評価委員 阿久津 忍子

外部評価委員 平塚 孝夫